法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

近代日本における公娼制の政治過程 : 「新しい男」をめぐる攻防

著者	関口 すみ子
出版者	法学志林協会
雑誌名	法学志林
巻	113
号	4
ページ	1-77
発行年	2016-03-15
URL	http://hdl.handle.net/10114/12961

近代日本における公娼制の政治過程

――「新しい男」をめぐる攻防――

関口すみ子

はじめに ――政治学と公娼制
1 近代日本と公娼制 ――「身売り」の存続と近代化
2 「文明国」と「人身売買」
3 廃娼論、廃娼運動の開始
4 一八八五（明治一八）年末の〝論戦〟――植木枝盛・巌本善治・福沢諭吉
5 東京婦人矯風会の結成と『東京婦人矯風雑誌』創刊
6 第一議会
7 娼妓の「自由廃業」、娼妓取締規則の制定、大審院の後退
8 『廓清』創刊、『青鞜』と公娼制、夏目漱石と公娼制、男子「貞操義務」
9 国際的動向と、帝国議会での公娼制廃止法案審議
10 「廃娼断行」案と、そのお蔵入り
11 公娼制と「慰安所」
12 「公娼制度廃止」から公娼制廃止へ
終わりに

はじめに ――政治学と公娼制

政治学で欠落しているものに「公娼制」の問題がある。歴史学において公娼制が一大テーマを成しているのと対照

的である。つまり、通常「政治学」とされる研究分野・研究者において、公娼制に関わる研究が極めて少ないのである。なかでも、政治学のカノンと目される思想家とその作品に関する研究においては、ほぼ手つかずのままと言ってよい。言い換えれば、公娼制の成立過程、論争、その推移、国際情勢・政局との関係等は、未だ政治学の知見を充分に活かして解明されてはいない。本稿で論じるように、公娼制は決して日本政治の末端の問題ではない。むしろ、日本に関する政治学という学問領域において、公娼制をめぐる政治を、末端へ――さらに圏外へ――追い遣ってきたと言うべきであろう(1)。

近代日本が徳川家支配（江戸時代）から引き継いだ公娼制をめぐっては、まず、開国・維新時、岩倉使節団米欧派遣中のいわゆる留守政府が、マリア・ルス号事件裁判の衝撃の中で「芸娼妓解放」に踏み切った。だが、使節団帰国後の政府は、公娼制存続の国際政治上のリスクを承知していたにも関わらず、結局、「芸娼妓解放令」を事実上空文化し、「身売り」の実態に手をつけないまま、公娼制を国の管轄からはずして（地方の管轄に移して）近代的に再編する道をとったのである。

この状況下で、娼妓自身が「廃業」を争って裁判を起こす。大審院は差し戻しに踏み切らざるを得ず、「身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ無効」とする判決が確定した（一九〇〇年二月）。さらに、五月には、名古屋地裁で、娼妓稼業契約は民法第九〇条の公序良俗違反に該当し無効であるとする判決が出た。つまり、法律上一大焦点となったのである。さらに、「自由廃業」する娼妓の救出をめぐる激しい乱闘が新聞で連日報じられ、社会問題となった。

同時に、大日本帝国はその拡張とともに各地に公娼制を敷いたから、日本が国際連盟に加入した翌年の一九二一年に「婦女及児童の売買禁止に関する国際条約」が締結されると、公娼制は国際的な問題となり、日本にとって極めて深刻な国際政治上の問題となる。

帝都東京では、『青鞜』（一九一一年創刊）に拠る女性たちの登場により、「新しい女」が謳われた。だが、翌年、吉原を訪ねると、「新しい女」の「吉原登楼事件」に仕立て上げられ、袋叩きにあう。

逆風の中でも『青鞜』は、「姦通」処罰の二重基準（妻のみの「姦通罪」）等に反旗を翻し、平塚明子（らいてう）は、「私共はこんな無法な、不条理な制度に服して迄も結婚しやうとは思ひません。妻とならうとは思ひません」と、民法・刑法とその下での結婚を敢然と拒否した（「世の婦人達に」『青鞜』一九一三年四月号）。青鞜社解体（一九一六年二月頃）後、平塚は、婦人会関西連合大会（『大阪朝日』が主催、一九一九年一一月）の席上で講演し、そこで「新婦人協会」の設立趣意書を配布した。以後、同連合は、西日本で会員三〇〇万人を擁する「全関西婦人連合会」（全婦）へと発展していき、他方、新婦人協会は、女性の政治活動を禁止する治安警察法第五条の改正、花柳病男子の結婚制限、衆議院議員選挙法改正（女性参政権の要求）の請願を両院へ提出する（一九二一年一月）。

こうした女性の声を背景に、一九一九年設置の臨時法制審議会では、刑法と民法による「妻のみの姦通罪・妻のみの離婚事由としての姦通」体制をめぐって論争が勃発した。これと並行して、大審院は、「夫ニモ貞操ノ義務ガアル」と決定・判決した（「男子貞操義務判決」、一九二七年中間決定）。さらに、同年末、臨時法制審議会の「民法改正要綱」が発表され、離婚原因に「夫ガ著シク不行跡ナルトキ」が加えられた。

以上の動きは、二〇世紀初頭の日本における男性セクシュアリティの転換（少なくとも再考）・それをめぐる攻防という文脈で見ることができる。同時に、それは、より長期的には、近代日本における「新しい男」――公娼制と縁を切った――をめぐる辛抱強い攻防の一局面なのである。

1. 近代日本と公娼制　――「身売り」の存続と近代化

大日本帝国は、江戸時代から続く「身売り」に手をつけないまま、近代国家の公娼制として再編する道を選んだ。とはいえ、「御一新」（明治維新）で人身売買はあらためて厳禁されて、「娼妓芸妓等年季奉公人」は「解放」された（太政官達第二九五号。一八七二年一〇月）はずである。ところが、やがて、本人の意志に基づいて「娼妓稼業」を許すという新たな体制、より具体的には、警視庁・地方官が、娼妓を一人一人登録して、検黴を課し、鑑札料を徴収するという体制が作られたのである。

つまり、御一新後の新体制で、法的には自由な意志をもった営業者と位置づけられ、実態としては、鑑札を交付する地元警察の管理下におかれて、「貸座敷」（遊廓の新たな名）で「娼妓稼業」をする、つまり、「身を売る」――そこに行けば男達が「買う」ことができる――「娼妓」（「公娼」）という存在が誕生したのである。言い換えれば、近代日本で成立した公娼制の著しい特徴は、江戸時代から引き継いだ事実上の人身売買と身柄の拘束であり、しかも、このような仕組みの後ろ盾に「公」が本格的になったことである。つまり、近代日本の公娼制とは、徳川家支配下（江戸時代）での慣行・社会制度を――廃止するのではなく――基本的に継続したまま、検黴制、法制・呼称等の点で近代化・合理化をはかったものに他ならない。

その慣行・社会制度とは、「身売り」という言葉で表現される、社会の各行為者による一連の行為である。すなわち、娘の「身売り」（ないしは、娘を「借金のカタに取る」）、「売られた」女がある場所で「身を売る」、男達が「女を買う」という――売買や抵当の用語で表される――行為群である。また別の言い方をすれば、その核心とは、「前

借金」、つまり、「前借りしている」（金を受け取っている）ことを理由にした女の身心の束縛と、ある空間で「業者」が強いる（「客」との）性行為である。この性行為は、女にとっては「働いて返す」ためなのであるが、働いても、働いても、「借金」が減らない、それどころか増える、その結果、契約書に明記された「年季」が有名無実となり、「年季が明ける」（「年が明ける」）見込みがなくなることがよくある。言い換えれば、その性行為は、女の仕事（「稼業」「営業」）として公に認められているのであるが、実態は人身売買（「売られた」）と大差ない。[2]

　このように、将来の性売買（具体的には女そのもの）を担保とした「借金」（実態は人身売買に近づく）を「公」が承認し、同時に、拘束下での性売買による「借金の返済」を正当な労働（「稼業」）によるものと承認したのである。つまり、こうした二重の倒錯が近代国家に組み込まれたわけである。

　しかも、貸座敷業者と娼妓との間で交わされる「結約証書」（洲崎遊廓）等の「証書」は、江戸時代の奉公人請状を踏襲した候文の書式を活版印刷したものに他ならない。つまり、親への支払いで縛った江戸時代の「奉公」（わけても身売り「奉公」）が、娼妓に関しては手を加えて（司法の介入なく）生き残り、しかも、（廃止どころか）「公」認されたのである。

　当然のことながら、その後も「身売り」という言葉が消えることはなかった。経済状態が悪化すれば、娘たちが引き続き「売られた（買われた）」、ないしは、「借金のカタに取られた」、あるいはまた、「娼妓稼業によって」（すなわち「身を売って」）借金を返す義務を自ら引き受けたからである。[3]

　以上のように、「明治」自体に、女が恥辱にまみれた時代としての側面がある。資本主義の本格化とともに、女が（借金のカタに）合法的に売り飛ばされる時代である。男達から見れば、女は「買える」もの（買うもの）である。江戸時代との継続性はある（「身売り」）が、大きく異なる点は、男達は、国の後ろ盾で――全国的にほぼ一律に、あ

る程度安全に、廉価で安心して――女を「買える」ようになったということである。つまり、(男なら）誰でも、手軽に女を（しかも、一応「検査」済みの女を）買えるようになったのである。その上、「公」娼、すなわち、お上が認めているものだからと、自分の行為を正当化できる。さらに、娼妓と貸座敷からの税金は地元に還元されたことからすれば、地方財政への貢献にもなる。つまり、「公」認は、男達にモラル上の価値も配分したのである。

2.「文明国」と「人身売買」

「身売り」の慣行と制度は、近代国家の理念に反し、(「文明」を自負する列強が率いる）国際社会で通用しないのではないか――こうしたことは、ごく一部では自覚されていた。

一九世紀中葉から後半、イギリスを筆頭として西洋では、進歩と文明の観念が熱烈に受け入れられていた。進歩とは、文明状態（civilisation）への進歩であり、また、その行程を文明化（civilisation）と言うこともできる。世界の諸民族（nation, race）はそれぞれに文明への進歩の階段を上っていくものとされ、その先頭に、自分たち、つまり、イギリスを筆頭とする西洋が君臨するとされたのである（関口 1999 : 8)(4)。

その際、力の上で弱者とされる女性の地位は、その社会の文明度を測るわかりやすい指標と見なされた。文明とは基本的には、力の論理からの脱却だったからである。つまり、西洋列強は、西洋における女性の地位を、西洋が文明であるあかしとする一方で、一夫多妻制やトルコのハーレム・中国の纏足などを、女性を抑圧するものとして、これらの国が文明に達していないあかしとしたのである。

オールコックの『大君の都』

注目すべきことに、大英帝国の初代駐日公使オールコック（Rutherfort Alcock）が、『大君の都』（*THE CAPITAL OF THE TYCOON: A Narrative of a Three Years' Residence in Japan*, 1863）で、日本にこのことを突きつけていた。一八四三年にアモイの領事館に勤務して以来、中国各地のイギリス領事を歴任していたオールコックは、一八五九年に初代駐日総領事・公使として来日し、帰国後、この書を世に問うたのである。

その中では、日本では「父親が娘に売春させるために売ったり、賃貸ししたりして、しかも法律によって罪を課されないばかりか、法律の許可と仲介をえているし、そしてなんら隣人の非難もこうむらない」、「日本では人身売買がある程度行われている。なぜなら、娘たちは、一定の期間だけではあるが、必要な法律形式をふんで、売買できるからである。少年や男についてもそうであろうとわたしは信じている」と「人身売買」を批判していた。

さらに、男女が同数であることを、一夫一婦制の根拠としてあげ、「この偉大な根本的な法則が破られる度合に正比例して、この法則を犯す国民が最高の文明に到達することはますます不可能になってくるのである」と言明していたのである（関口 2005：268–269）。

同様に、「合法的な蓄妾制度のある国で、どうして家庭の神聖さを維持できるものかわたしにはわからない。しかもこの神聖さがなければ、国家的成長と威厳や国家的進歩と文明の基礎は、欠けているか侵されているにちがいない」と、「蓄妾制度」を批判していた。(5)

このように、他ならぬオールコックが、文明国の元は夫婦（一夫一婦制）であり、妾の制度は認めがたく、人身売買は論外であると突きつけていた。他方、アメリカ合衆国では奴隷解放宣言（一八六三年）、ロシアでは農奴解放令（一八六一年）が出されていた。言い換えれば、「文明国」の仲間入りをするためには、人身売買や遊廓制度、妾制度

を何とかしなければならないのではないかという自覚は、日本の一部にははっきりとあったのである。

津田真道の「人ヲ売買スルコトヲ禁スヘキ議」

幕末に四年近くオランダに留学していた津田真一郎（真道）（刑法官権判事）は、早くも一八六九（明治二）年三月、人身売買の禁止を太政官に建議した（「人ヲ売買スルコトヲ禁スヘキ議」）。その内容は、「牛馬ニ同シウスルモノ」である「奴婢」は消失しつつあるとはいえ、「年季中ハ牛馬同様ナルモノ」である「娼妓」が今なお残っている、この「娼妓」をなくすために人の売買を禁止したい、ただし、娼妓はまだなくすわけにはいかないから（「尤娼妓ヲ無クスルコトハ未ダ出来ヌコトナレバ」）、遊廓はそのままにして、娼妓が、西洋諸州のように「所謂地獄売女」（自売の遊女、私娼）同様に振る舞えばよいというものである。つまり、性売買政策として、「身売り」をなくして西洋並みにすればよいと建議したのである。

『新聞雑誌』第一〇号（一八七一年八月）にも、同趣旨の説が、「近頃海外ヲ遊歴シテ帰リタル人ノ話」として掲載されている。外国の遊女は人から強制されてではなく自分で性売買する（「外国遊女ハ淫婦若クハ貪婦自ラ求メテ之ヲ為スコトニテ、他人ヨリ強イルニ非ズ。又男子ノ之ヲ養ヒ家業ト為ス者ナシ（句読点引用者）」、官府はしばらく「黙許」している）が、日本では父兄や夫に売られて妓となる者があり、「表向ハ年季奉公ナド、称スレドモ、畢竟売奴ニ異ナラズ」、この甚だ不体裁な悪習を改める必要があるというものである。すでにこの頃には、一部とはいえこうした説が広まっていたと考えられる。(6)

以上のように、男達（知識人・政治家）は――自分達が西洋で見てきたように――「自売」の遊女にすればよいだろうと考えたのである。同時に、その多くは、（人身売買の終着点としての）遊廓そのものの解体が問題になるとは

考えなかったのである。

新律綱領――「人ヲ略売シテ娼妓トスル」罪

一八七〇年一二月頒布の新律綱領（全一九二条）では、賊盗律中に「略売人」の条が設けられた。それは、娼妓に略売する罪から始まる（「凡（およそ）人ヲ略売シテ娼妓トスル者ハ、成否ヲ論セズ、皆流二等、妻妾奴婢トスル者ハ徒二年半」）。人をかどわかして娼妓に売り飛ばすことを固く禁じたのである。なお、「略売」の冒頭に娼妓があげられたのは、津田が一八六九（明治二）年三月以降新律の作成に加わったためである可能性がある(7)。

マリア・ルス号事件

「身売り」が人身売買禁止という文明社会の基準に抵触し、非難されるのではないかという恐れは、マリア・ルス号事件の裁判過程で現実の悪夢となる。なお、明治四年一〇月（一八七一年一一月）には、条約改正を念頭に、岩倉具視（右大臣）・木戸孝允（参議）・大久保利通（大蔵卿）・伊藤博文（工部大輔）をはじめとする岩倉使節団が大挙して米欧に旅立ったから、処理にあたったのは、井上馨（大蔵大輔）を軸とするいわゆる留守政府（太政官正院は三条実美・西郷隆盛・板垣退助・大隈重信）である。

明治五年六月四日（一八七二年七月九日）、ペルー国籍のマリア・ルス号が、暴風雨にあって横浜港に避難してきた。乗せられていた清国人（苦力（クーリー））の一人が逃げ出して、イギリス軍艦に保護され、日本に引き渡された。いったん船に戻ることになったが、船内での拷問をイギリス代理公使ワトソンが確認し、日本が処断するように外務卿副島種臣に強力に働きかけた。ペルーとの間に外交関係はなく、しかも、介入は「横浜外国人居留地取締規則」に抵触する

のではないかという問題があった。だが、日本は、結局、この事件を審理することになる。副島の主導で、七月一日、大江卓を裁判長に任命する。七月四日、大江は、G．W．ヒル（神奈川県法律顧問）に助けられて取り調べを始める。なお、大江を神奈川県参事に招いたのは県令陸奥陽之助（宗光）であったが、陸奥は、神奈川県が裁判を担当することに（司法卿江藤新平とともに）反対しており、六月一八日に県令を離任した。かわって七月一四日、大江が神奈川県権令（ごんれい）に任命された(8)。

七月一六日から、清国人に対する虐待の廉で船長に対する刑事裁判が始まった。日本史研究者の森田朋子によれば、直前の一三日、ハンネン（神奈川領事裁判所に派遣されていた上海高等法院代理判事。ワトソンが協力を要請）が、訪れた外務大丞（だいじょう）花房義質（よしもと）に対して、日本の奴隷関係（遊女奉公）等の残存如何を質問した上で、遊女契約等がある以上、船長に対する強硬な判決は控えた方がよいと助言した(9)。

こうした一連の過程を経て、大江は、結局、日本の刑法（律令）によれば有罪であるが、本件の諸事情を勘案して特別に無罪とし、出帆を許可するという判決を下した（七月二七日）。他方で、大江は、人身売買の禁止を司法省に建言した。それを受けた司法省がその方法を模索し、太政官正院に建言した。正院は大蔵省に下問する。これを受けて、七月三〇日、井上馨が意見書を提出したのである（『世外井上公伝』(10)）。

意見書（「大蔵省答議」(11)）は、前文で、遊女・芸妓等はかつてアメリカにあった「売奴ト殆ント大同小異」である、「略売支那人」の裁判では「皇政ノ仁恵ヲ他国人民ニマテ」及ぼすことができたが、「売奴同様ノ人民共」がいては「大恥」である、したがって、この機会に「其束縛ヲ解放セシメ其人権ノ自由ヲ得セシメ」たいと述べる。これには太政官布告案が付けられており、その第一条では、「年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ」「其実売買同様」の事をするのは以ての外であるから以後厳禁する（「人身売買厳禁」）、同時に、第二条で、一定の条件下で従来の渡世を認めるため

の四つの規則（「遊女貸座敷規則」「遊女貸座敷等取締規則」「遊女規則」等）を置いていた。なかでも、「遊女規則」では、「第一則」で、「遊女渡世ヲ願フ者ハ本人真実ノ情願タル旨」「親族尊長二人以上」の保証を以て「戸長副戸長奥印ノ上」管轄庁へ願い出て、「免許鑑札」を受けることとし、その他にも、免許地以外での厳禁、免許は一年限り（ただしやむを得ない場合は再び願い出ること可）、「免許鑑札」交付と「税金」納入、十五歳未満の者の禁止、毎月三度の「検査」等が規定してあった。

意見書の起草者は陸奥宗光（租税頭）であると、日本史研究者の松延眞介によって特定された。陸奥の杉浦譲宛の二通の書簡（八月一三日付、同一九日付）を分析した結論である。書簡によれば、陸奥は、「売奴禁止」（婦女売買禁止）をめざしていたのである（「人身ヲ売買シ他ノ貨物ト同視シテ人間ノ身心ヲ束縛シ其自由ヲ妨碍スルノ巨害ヲ協救スル」（第二信追伸））が、正院の対応が遅々として進まない（「正院ニ於テ大隈参議ニ謁シ、略々鄙意ヲ陳述セリ、爾後公務ノ多忙ニ会シ参議ニ屢々見ユル能ハス、因循以テ今日ニ至ル」（第一信））ため、「毎日三職諸公ニ面ス」機会のある杉浦に働きかけを依頼したのである。面識はなかったが、杉浦の「売奴禁止ノ高論」を入手していたため訴えたのである（「苟モ其職ニ在ル人ニシテ其非ヲ知リ之ヲ救フ能ハサレハ天下後生有識者ニ対シテ何ヲ以テ其責ニ任セントス」（第一信）[12]）。なお、陸奥には、神奈川県令として、横浜の遊廓を監督した経験があった。

マリア・ルス号事件の方は、さらに、船長側が清国人たちを訴えたため、民事裁判に入った。神奈川県裁判所で、移民契約書の有効性、つまり、奴隷売買契約書ではないのかをめぐって八月一六日から二一日まで審理が行われた。森田朋子によれば、弁論で、船長の弁護人F．ディキンズ（イギリス人弁護士）は、日本の法律に照らし合わせても、この契約を強制執行させることは妥当であると主張した。その例として、遊女の奉公契約（年季証文）をあげて、この契約は、「日本の法律によって執行され、また厳しい強制力をもっている」、さらに、「奉公の権利は、譲渡可能」

であり、「承諾する能力もなく結果もしらないような未成年者をしばしば就業させている」、しかも、こうした制度は、政府によって直接認可され、管理され、政府の重要な歳入源になっていると指摘した。そして、その際に、横浜に黴毒治療院をつくったニュートン（イギリス人）の小冊子を証拠として引用した(13)。そこには、三ヶ月間に一四三〇七人を診療し、四五二人の病体を発見し加療したと記されていた(14)。

マリア・ルス号の裁判は、「横浜外国人居留地取締規則」抵触問題があることから、諸外国注視の中で行われたものである。しかも、条約改正を念頭に岩倉使節団が派遣されている最中の出来事であった。日本政府の衝撃は想像にかたくない。なお、判決（八月二五日）は、御雇い外国人が作成したとみられる長文のもので、被告勝訴となった。

芸娼妓解放令――「娼妓芸妓ハ人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス」

一〇月二日、太政官から、いわゆる「芸娼妓解放令」（太政官達第二九五号）が布告された。「娼妓芸妓等年季奉公人」の「一切解放」を命じるものである（「娼妓芸妓等年季奉公人一切解放可致、右ニ付テノ貸借訴訟総テ不取上候事」）。

同月九日には、司法省から、いわゆる「牛馬ときほどき令」（司法省達第二二号）が出された。娼妓芸妓等に対して借金の返済を求めることを禁じたものである。第一項で、「人身ヲ売買スルハ古来ノ制禁」であるのに「其実売買同様ノ所業」が行われているとして、「娼妓芸妓等雇入ノ資本金」は「贓金ト看做ス」とし、さらに、第二項で、「同上ノ娼妓芸妓ハ人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス。人ヨリ牛馬ニ物ノ返辨ヲ求ムルノ理ナシ」として、娼妓芸妓への返済請求を無効とした。

二つを合わせると、娼妓契約と「前借金」の返済請求を無効とする法令であり、遊廓制度の根幹を崩すものであっ

た。ちなみに、娼妓が、「牛馬ニ異ナラス」とは、津田真道の建議中の表現（「年季中ハ牛馬同様ナルモノ」）を引き継いだものとみられる。それが娼妓の解放（解き放ち）の論理――「牛馬ニ異ナラス」（「人身ノ権利ヲ失フ者」）、したがって弁済の義務はないとする――に読み替えられている。

なお、芸娼妓解放令の布告は、従来マリア・ルス号事件審理の衝撃が契機になったとみられてきたが、じつは、これに先行して司法省に永年季奉公廃止の動きがあったことを日本史研究者の大日方純夫が指摘した。江藤新平が四月に司法卿に着任し、その後押しで、六月二三日、つまり、マリア・ルス号事件の裁判長の任命（七月一日）より前に、司法省から正院に「男女永年季奉公ノ儀ニ付伺」が提出されていたのである。永年季奉公と称して男女とも角兵衛獅子や娼妓として「牛馬ニ均シク」酷使されているとして、こうした「習弊」の「御一洗」を訴えるものであった。布告案（「奉公人年期定御布告案」）が添付されており、そこには、「永年季奉公或ハ養子女ト唱ヘ」「身分買取候儀」一切禁止、「娼妓角兵衛獅子ノ類」の新規召し抱えは満一年限りで延期は不可、現行の「永年期約定」は「満三年」以下に証文を改めること等があった。そして、これに対して、左院から、「男女永年季奉公」に関する提案に異議はないが、積年の習弊を一朝一夕に改めることはできず、堕胎も盛んになるであろうから、育児院の方法を確定する必要があるという異見（左院異見　七月三日）が出された[15]。

さらに左院は、大蔵省意見書に対しても、布告案の第一条に異存はないが、第二条は「公然淫楽」を許可するように聞こえるから、採用しない方がよいとし（八月）、また、司法省伺（八月二八日）に対しては、問題点を指摘して、「従来ノ娼妓芸妓等年季奉公人一切解放可致、右ニ付テノ賃借訴訟総テ不取揚候事」という抜本的な布告案を提示した（九月五日）[16]。

以上のように、永年季奉公廃止に向けて司法省が動いていたところへ、マリア・ルス号事件が勃発し（明治五年六

月四日）、「男女永年季奉公」に関する司法省案の提出（六月二三日）、マリア・ルス号事件裁判長の任命（七月一日）、司法省案に対する左院異見の提出（七月三日）、マリア・ルス号事件裁判（第一次、刑事）の開始（七月一六日）・判決（七月二七日）、大蔵省意見書の提出（七月三〇日）、マリア・ルス号事件裁判（第二次、民事）の開始（八月一六日）・判決（八月二五日）、さらに、左院による布告案の提示（九月五日）と動いたのである。言い換えれば、おそらく、マリア・ルス号事件裁判（なかでも第二次）の衝撃を機に、左院から布告案が出され、それを元に、芸娼妓に焦点をしぼった「芸娼妓解放令」（太政官達第二九五号、一〇月二日）が出されたと考えられるのである。

貸座敷渡世規則・娼妓渡世規則

ところが、さらに一年余りした一八七三（明治六）年一二月一〇日、東京府知事大久保一翁の名で、「近来市街各所ニ於テ売淫遊女体ノ者増殖」していることを放置できないと、「自今吉原品川新宿板橋千住五ケ所」の他は「貸座敷屋並娼妓」に類する所業を禁ずる旨（ただし根津は別途）が達せられ、「貸座敷渡世規則」「娼妓規則」「芸妓規則」が付された（東京府令達第一四五号）。

注目すべきことに、各規則は大蔵省意見書に酷似している。なかでも「娼妓規則」には、「娼妓渡世本人真意ヨリ出願之者ハ」「情実取糺シ」た上で「鑑札」を渡すこととあり、その他にも、十五歳以下の禁止、免許貸座敷以外での渡世の禁止、「鑑札料」、月二回の「検査」とある。ただし、「人身売買厳禁」への言及はなく、何よりも年季の制限がない。公娼制（わけても「前借」「年季」等を「公」認）が前提されているのである。廃業に向けてあえて「名許」をとる大蔵省意見書をも採り入れて、――しかも、管轄庁への願い出、「免許鑑札」交付と「税金」納入、「検査」という、陸奥が考え出した方式を採り入れて――従来通りの「名許」路線が息を吹き返したのである。

こうして、「前借金」による遊廓への拘束（「年季」ないし「年期」）を放置したまま、娼妓が、自由意志で（「出願」）、「貸座敷」業者から座敷を借りて、「鑑札」をうけて営業するという形式が整えられた。同時に、管轄を地方に移すことで、理屈上、国・政府は「人身売買」の汚名から解放されることになる。[17]

ただし、女性史研究者の早川紀代によれば、東京府令達第一四五号に先だって、次のような経緯があった。太政官は、早くも一八七二年一一月五日、東京府の伺いに対して、娼妓稼業は各自の自由に任せる、政府は制度を設けない、管理は地方があたる（「娼妓解放後旧業ヲ営ムハ人々ノ自由ニ任スト雖」「地方官之ヲ監察制駁シ」）旨の布達を出し、地方からの伺いに対しては、東京府への指令に準拠せよとした（一一月二〇日）。ついで、東京府と司法省警保頭の連名で、「芸者」と一括して規制する規則を各方面に送った（一八七三年一月二四日）。これに対して、大蔵省が、「徒ラニ其名ヲ美ニシテ」は「淫風ヲ誘導スル」ことになる、「辺隅区郭」を貸座敷に定めて、（「歌舞ノ技」のみとする）芸妓と娼妓とを峻別すれば、「賤業」「醜悪不廉耻」であることを知らしめることができると、東京府へ再議を命ずるよう太政官に建議した（二月一四日）。この後正院から指示がない中で、東京府は、結局、太政官（右大臣岩倉具視宛て）に伺いを出した（一一月）[18]上で、第一四五号の発布に踏み切るのである。[19]

三者の関係

以上のように、この時期、①マリア・ルス号事件審理（神奈川県。明治五（一八七二）年七月・八月）、②「芸娼妓解放令」（太政官達。同年一〇月）、③貸座敷渡世規則・娼妓渡世規則（東京府令。一八七三年一二月）という、人身売買・性売買をめぐる三つの出来事が起こった。なかでも問題となるのが、①、②と進んできたのが、なぜ、③に帰着したのかということである。

大日方純夫は、三者の関係について次のような見解をとった。

いわゆる芸娼妓解放令の布告は、マリア・ルス号事件が契機ではなく、それに先行して司法省案（年季奉公廃止）があったのであり、その提出から三ヶ月余を経て布告された芸娼妓解放令の内容は、⑴当初の司法省案をベースとして、⑵大蔵省意見書中の布告案第一条を前文に採用し、第二条は却下して、⑶司法省案中の娼妓条項を左院提起の娼妓解放条項にとってかえることによって成立したものである。

ただし、司法省対大蔵省・東京府の原理的確執があった。前者は、売娼を公認せず（黙認して）その営業地域の特定を解除する路線（「黙許」）、後者は、娼妓を公認して特定地域に囲い込む路線（「名許」）である。その後、司法省プランが後退するのは、一八七三年「一〇月の政変（いわゆる征韓論政変）とその後の紛糾によって、司法省首脳部の構成が一変したことと無関係とは思えない」と大日方は付け加えた。[20]つまり、一〇月の政変で江藤新平らの下野などが起こり、その結果、大蔵省・東京府（「名許」路線）の主導で③が実行に移されたのではないかと見たのである。言い換えれば、司法卿江藤新平、神奈川権令大江卓、左院（議長は後藤象二郎）など――それぞれのポストにそれぞれの人物がいなければ、①、②はこのような形にならなかった。その意味で、この時点で一気に公娼制廃止に向かう可能性は皆無ではなかったのである。

その上で、この流れは頓挫した。そこに政権中枢の変化が関係するとしても、大日方の見解には疑問なしとしない。第一に、陸奥の書簡によれば、大蔵省意見書の起草者・陸奥の趣旨は、（イギリスを見た経験から言うと）「黙許」と「名許」とではじつは実質的な違いがない、あえて「名許」とするのは、それが、漸進的に改業（廃業）に導いていくための現実的な階梯である（「名許」して恥とすることにより客が減る、他方で税を重くして転業を促す等）からであるというものである。つまり、意見書は、公娼制廃止に向けての漸進的改革を目指していたのである。（これ

は、「売られた」人間が「解放」されても路頭に迷うことへの対策でもある。）

つまり、大蔵省意見書は、廃業に向けた漸進的改革を意図しているのであり、（大日方のいうように）「大蔵省・東京府」（名許路線）と一括できるものではない。同時に、政治過程としては、次に述べるように、「司法省路線は、大蔵省の横槍によってストップがかけられた」、「大蔵省の囲い込み路線の勝利」（大日方）などとは言えない。

第二に、留守政府では、岩倉使節団帰国（九月一三日）後の一〇月の政変に先だって、五月一四日には井上馨が辞表を出している。このことと、大蔵意見書の提起した改革路線が頓挫することとは無関係ではないと考えられる。他方、陸奥は、東京府令達第一四五号発布（一八七三年一二月一〇日）の約一ヶ月後（一八七四年一月一五日）に、「依願免出仕並兼官」届けを出して辞官した。陸奥が木戸に送った文書（「日本人」）には、「今や薩長の人に非らざればば、殆ど人間に非らざる者の如し。豈嘆息すべきの事に非ざるや」とあった。(21)

第三に、「薩長の人」の中軸ともいえる大久保利通は、岩倉使節団帰国に先立って五月二六日（木戸は七月二三日）には帰国していた。したがって、こうしたものに大久保が何らかの形で関与していた可能性も否定できない。(22)さらに、同年一一月一〇日には、地方行政・警察行政等を管轄する内務省が設置され、大久保は内務卿に就いているから、東京府の指令が大久保の意に反して出されたとは考えにくい。

いずれにせよ、「芸娼妓解放」という抜本的改革に踏み切った留守政府の方針が、使節団の帰国・政変等によって事実上覆ったということである。

なお、付言すれば、信教の自由（キリスト教禁止の撤廃、具体的には切支丹禁制の高札の撤去）問題に関しては、禁止の撤廃を米で迫られた岩倉使節団は、副使大久保利通と伊藤博文が、（条約改正交渉の全権委任状の取得とともに）高札撤去を促すために明治五年三月二四日（一八七二年五月一日）急遽帰国して、留守政府に対応を迫った。さ

らに、一八七三年一月にも、副使伊藤の名で高札撤去の建言書を欧州から送付し、そのことによって、留守政府は、同年二月二四日、ようやく高札撤去に踏み切ったという経緯がある。[23]このように使節団には、米欧の倫理・法的基準、その要求の強硬さが身に染みていたはずであるが、「奴隷解放」（直接には「芸娼妓解放」）問題に関しては、留守政府の決定が使節団の帰国に伴って覆されるという事態になったわけである。その理由としては、後者に関しては対応の前面に立たされたのが留守政府であったこと（すなわち、この面での国際的動向の軽視）、他方で、おそらく、自分達は米欧の実態を見聞してきたという自信、さらに、（高札撤去などではなく）ジェンダー・セクシュアリティ、女性の人権に関わる問題の軽視・無視があったと考えられる。

そもそも、初代内務卿、第二代内務卿として公娼制の近代的改変・整備を監督したのは、大久保利通と伊藤博文に他ならない。内務卿として二人が心を砕いたのは――「芸娼妓解放」「人身売買」問題などではなく――大英帝国並みの黴毒病院の建設・検黴制の整備であった。

日本史研究者の人見佐知子によれば、この頃、横浜にならって神戸（福原遊郭）に黴毒病院を建てるようにイギリス公使が強く迫っていた。だが、黴毒病院を設立すべしという内務省（大久保）からの指示（一八七四年五月二九日）に、兵庫県令神田孝平が独自の立場から抵抗していた（六月一三日付大久保宛書簡）。内務省からは再三の指示があり、ついに拒絶できなくなった神田は、伊藤（内務卿）に宛てて上申書を出して黴毒病院建設を表明する（同年八月三一日）。が、内務卿（大久保）代理に宛てて、怒りをあらわにした手紙も書いている（一八七五年一月七日）。[24]

兵庫県令神田孝平は、第一回地方官会議（一八七五年六月）で幹事長に選出されるほど人望があった人物であり、検黴に関する政府の方針を通すのは容易ではなかったのである。なお、伊藤博文（俊輔）はすでに慶応三年一〇月頃、神戸で外国人相手に性売買をする女性の斡旋を手配していた。こうしたことからすると、検黴制を組み込んだ公娼制

の成立には、イギリスなどの求めに応じて性病検査をした女性を提供するという面がまずあったと考えられる。ちなみに、大英帝国では、伝染病法（一八六九年）によって性病検査の強制が始まった。

その上で、一八七六年四月五日、内務省（大久保）は、「娼妓黴毒検査ノ件」（内務省達乙第四五号）を出して、全国的に娼妓の（強制的）性病検査を指令した。日本史研究者の山本俊一によれば、この布達は、娼妓を黴毒の感染源と決めつけて性病検査のターゲットにしたという点で、その後の日本の性病予防政策の方向を決したものである。[25]

以上のように、内務卿は江戸時代の公娼制の近代的改革をめざして着実に動いていた。とすれば、東京府が従来通りの「名許」路線を打ちだした背後には、内務省、つまり、消えたアクターとしての国の意向があったとみても大過ないであろう。

つづいて、東京府と警視庁による司法省の追い落とし、さらに、東京府と警視庁間の確執が起こり、それを経て、性売買対策（かつての「芸娼妓解放」問題）は警視庁（及び地方官）の手に委ねられる。言い換えれば、公娼制は、廃止（ないし漸進的縮小）ではなく存続が前提となり、近代的に再編されて日本社会に定着することになるのである。

改定律令の条文の廃止、東京府と警視庁の確執

大日方によれば、一八七五（明治八）年四月二二日、（新）吉原の貸座敷業者らが東京府と警視庁に宛てて許可申請（貸座敷・娼妓・引手茶屋の三業を合わせた三業会社を設立したいというもの）を出すと、東京府はただちに（二四日）許可した（なお、五月七日には、内務省への伺を経ないこのような専断の処置をとったのはどういうわけかと同省から詰問されている）。これに反対の引手茶屋業者が裁判所に提訴すると、東京警視庁（一八七四年一月設立）の長官・川路利良（大警視）が、この問題は警視庁・東京府の権限内の事項であるから、訴状を受理するなと裁判所

に申し入れた（六月二七日）。裁判所が拒否すると、川路は、大久保（内務卿）宛てに長文の上申書（同三〇日）を提出した。追って書きには、売春は「賤業」であり、仏国並びに大半の欧州各国では、地方官に一任し、首都では警察が全面的に担当するというボアソナード（司法省御雇い）の言葉が引用されていた。裁判所は同日判決を出すが、東京府と警視庁の協働は進んでいく。

公娼管理をめぐるこうした動きの一方で、いわゆる私娼（自売等）に関しては、江戸時代には「隠売女取締」（かくしばいじょ）の触書が無数に出された（つまり、徳川家支配地等において性売買はお上の免許の下に置かれており、同時にそれは、それ以外の性売買のお上による弾圧を伴っていた）が、新律綱領には密売淫取締の条文はなかった。だが、改定律令（一八七三〔明治六年〕六月施行）で売淫取締の条文（第二六七条）が入れられた。

他方、東京府は、無免許の性売買を取り締まるべく、一八七五年に警視庁と連名で「隠売女」取締について内務省に問い合わせて、同年四月四日、「隠売女取締規則」（府達第八号）を出した。[26] これは改定律令と重ねて地方官が罰則を設けることを意味するから、司法省から異議が出た。ところが、結局、改定律令第二六七条の廃止によって決着するのである。

これには、川路が内務省に提出した「警視庁建議」（七月一八日）[27] の影響があったとみられる。それは、「凡ソ倫理ヲ敗リ名教ヲ害スル者　淫ヲ粥クヨリ甚シキハ無シ　其卑汙醜悪所謂人面ニシテ獣行ナル者　娼妓是也」と、口を極めて娼妓を罵る言葉から始まる。そして、我が国では改定律令第二六七条が私娼の取締りを規定しているが、開明諸国にはこのような法文はなく、この野蛮の陋態を外人は嗤うであろう、取締りは「地方官適宜ノ処置ニ任」すべきであり、改定律令第二六七条は停止するのがよいというものである。

さらに、年末、法制局が、売淫・私娼取締の国法があるのは、「公娼ハ政府ノ公認スル所、法律ノ明許スル所」で

あることを示すから、体裁がよくない等、警視庁を支持する議案書（一二月二八日付）を提出した[28]。

そして、翌一八七六年一月一二日、改定律令第二六七条を廃止して「売淫取締懲罰ノ儀ハ警視庁并各地方官へ」任せる旨の太政官布告第一号が出されるのである。直後に、警視庁は「売淫罰則」を出す。

すると、「売淫罰則」の懲罰金の使途の担当をめぐって東京府と警視庁との間に確執が起こった。結局、東京府は、売淫取締を警視庁に委任し、貸座敷・娼妓の許可事務は警視庁が行うという府達第一八号を出さざるを得なくなる。ついで、警視庁は、先の府による貸座敷規則・娼妓規則を改定する（警視庁令第四七号、一八七六年二月二四日）。同時に、この警視庁令で、賦金（娼妓と貸座敷業者の税金）の取扱を警視庁とした。この賦金の使途は、警察費等とされた後、警察探偵費にかわり、最終的には地方議会がその使途を決定できる地方税に雑収入として編入される（一八八八年[29]）のである。

ちなみに、フェミニズム研究者の藤目ゆきによれば、賦金額は、一八八二年で、大阪一〇万五八三六円、東京五万三八五〇円、京都五万一五六四円、神奈川四万六〇五六円にのぼる（内閣統計局編『日本帝国統計年鑑』第四回）。神奈川県の当時の歳出予算額が二一万円程度であるから、県予算の優に二〇％以上にあたる。また、当時全国の賦金合計はおよそ七〇万円（内務省はそのうち一五万円を国庫に納入）にのぼり、一八八三年にはその五四％が警察探偵費に支出されたという[30]。この頃、一八八二年三月には、自由党の創立をうけて中島信行（自由党副総理）らが大阪で「立憲政党」を立ち上げ、『日本立憲政党新聞』を発行し、四月には、岸田俊子（湘煙）が女弁士として登場する（関口 2014b : 1）など、民権運動の新たな潮流が動き出していた。巨額の賦金は、一つには民権運動の弾圧と切り崩しに使われたものとみられる。

このように、性売買対策（具体的には公娼管理と私娼弾圧。指定地域での性売買の許可と域外での禁圧）をどこの

管轄とするかという問題は、そこからの巨額の収益をどこが手にするかという問題でもあった。つまり、国が前面に出ない方がよいという大義名分をかざして、力ずくで、警視庁（と地方官）が管轄・管理して収益を手にする者となったのである。むろん、それは、大久保一翁が旧幕の中心人物の一人であったことからすれば、薩長新政府が、江戸（さらに、大阪・京都・長崎等）の遊廓という、徳川将軍家の財政基盤を奪って自分達のものにすることでもあったはずである。

こうして成立した制度は、お上による性売買の免許制、（この性売買独占体制を支えるための）指定地域外での性売買の弾圧という、徳川家支配（江戸時代）の性売買政策の再現に他ならない。それは、警視庁と県財政を公娼制が潤す（同時に地元業者との癒着が進む）一方で、「人身売買」（身売り）という重大問題に新政府として正面から取り組まないことを意味した。つまり、変革を放棄したのである。

警視庁による公娼制再編

以上のように、性売買に関する新政府の方針と管轄部署が決まり、内務省の監督を受けて、警視庁・地方官の手で各地の体制作りが進められていく。すでに、川路は、一八七二年九月から約一年間、欧州各国の警察制度を視察していた。「文明国」の「一夫一婦」の看板の下での性売買の実態と実務を見た上で、公娼制の再編に向かったのである。結局、「身売り」（「前借金」による人身の拘束。ある場所への閉じこめによる売春）に変更はない。娼妓を、「自売」遊女にしてしまうという点では、津田の主張が実現された形であるが、同時に、それはあくまで形式だけである。

つまり、「身売り」に基本的に手をつけないまま、鑑札制・検黴制等による近代化が整えられていく。したがって、（西洋の性売買の実態を越える）重大な人権侵害のシステムを――近代国家・「文明国」の只中に――作り出すことに

なるのである。

ちなみに、山川菊栄は、『青鞜』で、「日本の公娼制は日本の封建制度が産出した特殊のものであって外国には全然類のない悲惨と残酷とを供えております。第一に私娼とは肉体的自由の点において非常な差があります。廓外に出ることはむろん、たいていは戸外に出ることも許さないのです。また食事などにいたってはお話にならないのです」と指摘している。また、「外国の公娼は日本の私娼に類するのでただ鑑札があるだけ」とも説明している。[31] さらに、公娼は表示されるから「戸籍面に疵がつく」。[32]

また、いわゆる「からゆきさん」に関して、インド、ホンコン、シンガポール等で日本女性に需要がある主な理由は、(インドや中国の女性は、英国議会が検査の強制を禁止したこと、さらに、伝染病条例〔伝染病法〕を英属諸国を通して全廃するように命じたことを知っているから検査を拒否するが) 日本女性は従順で、命じられるままに検査を受けること、また、本国で検査に慣れていることがある、という英国からの書簡が『婦人新報』第一号(一八九五年二月)に掲載されている。[33] つまり、性病検査という身心への侵入に日常的に曝されて、それに慣れるところまで来ているということである。

以上のような「身売り」よる逃げ場のない拘束を「奴隷」と言うならば、「借金奴隷」にして「性奴隷」である。しかも、公が認め、鑑札・徴税・検黴等でこの制度を支えている。

その上で、江戸時代のように娘の「身売り」を美談として褒め称えるのではなく、性売買を「醜業」とみなすという価値観の転倒がはかられ、次第にそれが浸透していく。

3．廃娼論、廃娼運動の開始

政府の方針が決定し、公娼制の再編・近代化という実務が進行する一方で、「廃娼」論議が起こってくる。ただし、廃娼運動（公娼制の廃止、遊廓公許の撤回等を求める運動）が本格的に始まるには、この後、さらに数年を要する。今日では理解しにくいことであるが、そこまで「身売り」――娘で借金を返す。女が売られ、男達が「女を買う」――が当たり前のことになっており、キリスト教等の新たな世界観をもってでもしなければ、その是非を俎上に乗せることすら困難であったのではないだろうか。

津田真道の「廃娼論」

ここでも先鞭をつけたのは津田真道である。津田は、『明六雑誌』第四二号（一八七五年二月）に「廃娼論」を発表した。それは、本年夏松島に遊び、浜街道から往って奥州街道から帰ってきたが、宿駅数十に逆旅（宿屋）が数百千あり、それらは、埼玉県下以外は大抵娼家に他ならない、かつては娼妓をおくことを禁じていたと聞くが、今はみな娼家であると警鐘を鳴らすものであった。そして、娼妓は、風俗・人の徳義品行に大害をなし、民力は衰え、黴毒で兵は弱くなり、ついには独立の国体を維持することすら危うくなると主張した。

これは、「娼妓」（遊女・飯盛女）の国への害という点からその撤廃を説く「廃娼論」である。女性の人権への配慮はなく、売淫の公許が文明に反するという議論でもない。あくまで、公娼制による国力上の損失に注意を喚起するものである。以後、こうした観点からの議論が盛んになる。

群馬県の廃娼令

廃娼運動は、一八八〇（明治一三）年前後、伊香保温泉を擁する群馬県で起こった。新島襄（アメリカン・ボード準宣教師）創立の安中教会を核に遊廓公許反対運動が起こり、廃娼の建議が県会に提出され、激しい攻防が始まった。一八八二年には県会が娼妓廃絶を建議し、それを受けた県令が、まず伊香保村の、さらに全県下での廃娼令を発する。ただし、この過程でなされた建議は、人身売買や売買春を問題にするものではなく、廃娼の主張の主な論拠は、「倫理風俗」の維持や「衛生」であった。[34] つまり、「倫理風俗」「衛生」の観点から有害となる娼妓を地域社会から一掃すべきだというものである。地元指導層の利害を代表していると言えるであろうし、また、県会を舞台とするものであるから、その直接の主体は男性である。

4. 一八八五（明治一八）年末の〝論戦〟――植木枝盛・巖本善治・福沢諭吉

廃娼・存娼をめぐる（男性を直接の担い手とする）論戦は次第に活発になってくる。

一八八五（明治一八）年には、「女学」を掲げた『女学雑誌』が創刊され、同時に、明治女学校が創設される。こうした動きと関係して、「廃娼」の議論が起こってくる。

巖本善治「吾等の姉妹娼妓なり」

『女学雑誌』の編輯・発行人巖本善治は、「吾等の姉妹娼妓なり」（『女学雑誌』第九号、一八八五年一一月二五日）

で、廃娼論をうちだした。娼妓を「吾等の姉妹」と呼んで、「婦女改革」を任じている女性たちに娼妓の救済を呼びかけるものである。

要約すると、女も男に屈せず共に天賦の人権を守り幸福を享受することが吾等の目的である、にもかかわらず、吾等の姉妹は身を売られて、男子に屈し婢となり、器械となり、玩具となり玩弄されている、「婦女改革を以て責任とする女流の人は何の故に亦た斯点に慷慨せざる乎」、「既に人間たるの境界より離れて将に畜類の中に墜落せんとする吾等の姉妹を見て之を救はんと欲するの慷慨なき乎」というものである。

娼妓を「婢」、「器械」・「玩具」と断定し、その主体性を真っ向から否定する、また、娼妓を「既に人間たるの境界より離れて将に畜類の中に墜落せんとする」とまで価値の上で押し下げる、その上で、救いの手をさしのべるよう改革志向の女性達に呼びかけるものである。

今日では理解しにくいことであるが、娼妓が女の務めとされ（辛いが〝当たり前〟であり、さらには「孝行」娘とされた）中では、これだけの論理的手続き――まず、娼妓という職業とそれに従事する人間の言説上の価値を引き下げる（〝当たり前のことではない〟、〝人間とは言えないほどだ〟）――ことが必要だったのであろうか。ちなみに、すでに見たように、芸娼妓解放令でも、「牛馬ニ異ナラス」（「人身ノ権利ヲ失フ者」）としてから、その芸娼妓に弁済の義務はないという理屈を使っている。

他方、すでに一一月一二日からは、『土陽新聞』で植木枝盛が「廃娼論」を連載していた。さらに、こうした動きに応えるように、福沢諭吉が『時事新報』で「品行論」（一一月二〇日－一二月一日）を連載し、それは、娼妓必要不可欠論であった。こうして、廃娼・存娼、国の威信、文明との関係、女性の地位向上と娼妓との関係如何、男性性等をめぐって、新聞や雑誌を舞台に一種の論戦が華々しく展開されるのである。

植木枝盛の「廃娼論」

植木は、突如として、『土陽新聞』で廃娼の論陣をはった（「廃娼論」一八八五年一一月–一二月）。ただし、本人の弁によれば、一八八〇（明治一三年）一〇月末の、「万国聯合会」からの日本政府への勧告を機にすでに廃娼論に転じていた。

私は何年何月よりして廃娼の意見を定めたのであったか、只今之を思出すことは出来ない、〔中略〕七八年或は八九年の以前であると思ひ升、〔中略〕英国人ヂウタルアングと云ふ人などが組織したる所ろの一の連合体より、日本の政府に居る諸公に一の書面を送られ、其の書面は、日本に於て、娼妓公許を廃する方が善からうと云ふの書面であった〔中略〕私は報知新聞に訳出したる所ろのものを読みました、其議論に私は余程感服したことで〔後略〕（「廃娼の急務」、一八八九年一二月九日）

この「万国聯合会」の「寄日本政府諸公書」は、日本政府に「売淫公許」を廃止することを勧告したものである。理由は、①ナポレオンは、地域を限定して公許すれば抑制できると考えたが、結果は密売淫も増えるばかりであった②梅毒検査をしても実効がないことである。そして、一八七五年に万国聯合会を組織し、一八七七年にジュネーヴで第一回万国会議を開いた(35)のに続き、来る第二回万国会議への来会を招請したいというものであった（『大阪日報』一八八〇年一〇月二八、二九日、一一月二日）。

『大阪日報』の熱心な読者であった植木は、これを機に、「廃娼論」者に転じたものとみられる。そして、一八八五

年春に高知へ帰ってから、満を持して『土陽新聞』紙上で「廃娼論」の論陣をはったのであろう。

植木の「廃娼論」の大意は、売淫（醜業）は容認することのできないものであり、秘密売淫すらも許すことはできない、いわんや、売淫公許・公然たる売淫は絶対に許すことはできないというものである。なかでも、「公許」（「公然売淫の儲け」）が「文明世界の方向」に反し、「国家の体面」を汚すということを大問題としている。つまり、化粧直しでごまかすのでなく、「文明」「国家」として現実に廃止すべきだということである。（関口 1999：53–56）

福沢諭吉の「品行論」

『時事新報』では一一月二〇日より「品行論」が連載された（「福沢諭吉立案／中上川彦次郎筆記」として十二月に単行本で出版）。それは、「娼妓に依頼して社会の安寧を保つの外あるべからざるなり」（⑤565[36]）という娼妓必要不可欠論であった。これは、国家の体面に優先して「経世上」の必要をあげる、本格的な存娼論である。廃娼論の大勢が娼妓の害に警鐘を鳴らすのに対して、娼妓の益を主張する。その上で、「銭を以て情を売るの芸娼妓たるが如きは、人類の最下等にして人間社会以外の業」と、「プロスチチュート（Prostitute）」（同562）「売婬婦人」「売婬婦」と呼んで、差別・排斥するよう呼びかけたのである。（関口 2005：274）

『女学雑誌』の「品行論」批判、植木との合流

これに対して、『女学雑誌』が「時事新報の娼妓論」（『女学雑誌』第一〇号、一八八五年一二月八日）で、「存娼論」として激しく反発し、娼妓の全廃を主張した。その大意は、「世を驚かすべき奇論」であり「道徳の破壊者」であるとさえ言える、「殊に其の娼妓を論じて親鸞日蓮の徒に比較するに至りては吾人思はず紙を裂きて其の見識の悪

むべきに忿怒したり」、「吾人は娼妓を全廃して世の道徳を維持して以て女流の自由を拡張せんと欲するものなり」というものである。

その後、「妓楼全廃すべし」（『女学雑誌』第三五号、一八八六年九月一五日）では、梅毒検査によっても梅毒を防ぐことはできないから、娼妓公許の結果は、姦淫による国家の滅亡であるとしている。「妓楼全廃せざる可らず」（『女学雑誌』第五八号、一八八七年四月二日）では、たとえ娼妓の全廃に不同意だとしても、「切ては妓楼の甚だ卑しむべきを論じ娼妓の決して近く可らざるを教へて口に筆に社会の人心を此の境界より立離らすることを説かざる可らず」というものである。せめて妓楼・娼妓を蔑視せよ、という巌本の主張は、福沢に近づいていると言える。

ただし、福沢が、「経世上」娼妓なしでは済まないと主張し、同時に、（公許の廃止にかえて）娼婦を蔑視するよう先導したのに対し、巌本の廃娼論の骨子は、娼妓はほとんど人権を失っている者であり、一種の奴隷である、このような者を放置しておいては婦人の改良・「女流の進化」は到底望めないというものである。言い換えれば、娼妓と、つくりあげるべき文明の女性像とは原理的に対立する、前者を否定しなければ後者は成り立たないというものである。

さて、「廃娼論」発表後の植木は、続いて、「貸坐敷にて宴会などを開くとは何ぞ思はざるの甚しきや」（一八八六（明治一九）年一月）、「維新後道徳の頽廃せしことを論ず」（同年四-五月）、「道徳頽廃救治論」（同年五月）、「娼を賤むこと今よりも深からさるべからず」（一八八七年九月二日）等を精力的に発表する。そして、ついに、一八八八（明治二一）年一月二九日、「娼妓公許廃止」を県知事に建議する案を高知県会に提出して、これを可決させる。

この県会決議に東京婦人矯風会（後述）書記の佐々城豊寿らが感動して、「吾国未曾有の大快事」「東洋男子の面目を一新」「日本将来文明の基礎は貴県々会の建議に源由するに至り」という書簡を送った（『東京婦人矯風雑誌』第一号）。これがきっかけとなって、植木は、『女学雑誌』の巌本善治らと合流し、全国的に廃娼運動の先頭にたつ。さら

に、東京婦人矯風会の「一夫一婦」の建白書（一八八九年六月に元老院に提出）の起草を助けたといわれる。

他方、巌本は、一八八九年七月、島田嘉志子（筆名「若松賤子」）と結婚した。二五才で巌本と結婚するまでの一四年間を、アメリカ合衆国からの女性宣教師（メアリ・キダー）設立のフェリス・セミナリー（女学校）で過ごした、いうなれば、宣教師が世に送り出した女性である。[37] 結婚式には植木も出席した。一〇月、『女学雑誌』は新聞条例に従うことを選び、本格的に廃娼運動にのりだす。一二月九日には、巌本の司会で、島田三郎（『横浜毎日新聞』）・植木を中心とする廃娼演説会が開催され、島田と植木の演説（「廃娼の急務」）が『女学雑誌』（第一九一号）の付録となる。

すでに述べたように、植木の廃娼論議は、「万国聯合会」の論拠を敷衍したものである。また、「公許」（「公然売淫の儲け」）が「文明世界の方向」に反し、「国家の体面」を汚すことを問題にしている。その点、娼婦の存在そのものが「女流の進化」に反するという理由から、娼妓の全廃を主張する巌本とは、同床異夢の観がある。にもかかわらず、両者は、「廃娼」へ向かって合流した。また、女性参政権に関して植木は支持、巌本は慎重な姿勢を崩さないが、廃娼運動を機に両者は合流するのである。

5. 東京婦人矯風会の結成と『東京婦人矯風雑誌』創刊

以上は主に男性による廃娼論・運動である。女性が前面に立って行う廃娼運動は、「東京婦人矯風会」の結成（一八八六年一二月）をもって画期をなす。この過程で「娼妾の全廃」の旗を高く掲げたのが佐々城豊寿である。[38]

「婦人矯風会」結成のきっかけは、アメリカ合衆国で結成されたＷＣＴＵ（Woman's Christian Temperance

Union, 婦人基督教禁酒会（婦人キリスト教禁酒同盟））が、世界WCTU（the World WCTU）を名乗って国境を越えた運動に乗りだしたことにある。その書記メアリ・レビット（Mary Leavitt）が、一八八六年六月一日に横浜に上陸し、日本での遊説を開始した。

レビットは演説会（七月一七日）で、WCTUの支部を東京に設立することを呼びかけた[39]。ここから、木村鐙子（夫・熊二とともに明治女学校を創設）を中心に、「婦人矯風会」の結成に向かう動きが始まる。鐙子がコレラで急死すると、巌本善治がその任を引き継いだ。

一八八六年一二月六日、日本橋教会で、「東京婦人矯風会」の発会式が挙行された。会頭には矢島楫子、書記には佐々城豊寿が選出された。矢島は、マリア・ツルー（Maria True）率いる長老派の桜井女学校の担い手である。「東京婦人矯風会」とは、様々な色合いの女性達の寄り合い所帯であった。（関口 2015b : 88–89）

「娼妾の全廃」を掲げる「東京婦人矯風会主意書」（「書記」佐々城豊寿）

この過程で、「娼妾の全廃」を柱にすべく、巌本と連携して精力的に動いたのが、佐々城豊寿である。豊寿は、女性の地位の向上と、「国家の弊風」の「矯正」を力説した。

『女学雑誌』第六五号（一八八七年五月二一日）では、背表紙の裏に、「特別広告」として、「東京婦人矯風会主意書」が「書記」（豊寿）名で掲載された。「主意書」は、「時勢」に応えた、「国家の弊風」の「矯正」を高らかに宣言する。具体的には、「男尊女卑の風俗及び法律を除き、一夫一婦の制を主張し、娼妾を全廃し、家制交際の風を改め、飲酒喫煙放蕩遊惰の悪習を刈る」を挙げた上で、なかでも第一の課題として「娼妾の全廃」を掲げたのである。（関口 2015b : 89）

「東京婦人矯風会主意書」掲載の『女学雑誌』（第六五号）の発禁

五月二四日、巌本が「女学雑誌持主」として警視庁に召喚され、警視総監（三島通庸）より、「第六十五号は治安を妨害するもの」と認めるとして、『女学雑誌』の発行停止が申し渡された。そこで、休刊して命を待っていると、結局、六月三〇日に再召喚されて、七月一日よりの停止解除を申し渡された（『女学雑誌』第六六号、七月九日）。

じつは、この号の社説「姦淫の空気」は、内閣総理大臣・伊藤博文に対する非難を含んだものであった。一八八七年四月二〇日、伊藤が、鹿鳴館の名花と謳われた戸田伯爵夫人極子（きわ）を、こともあろうに首相官邸での仮装舞踏会の際に襲ったという噂が流れ、騒然となった。この問題を見過ごしてはならないと中島俊子（岸田俊子、湘煙）が奔走し、俊子に応えて巌本が社説を書いたと言われる（関口 2014b : 73）。

『女学雑誌』第六五号は、社説に「姦淫の空気」、論説に「婦人文明の働（はたらき）」（佐々木豊寿子述）及び「婦人歎（たん）」（中島俊子）、特別広告に「東京婦人矯風会主意書」という布陣で、日本を覆う「姦淫の空気」を一掃せんとする画期的な号なのである。同時に、それは、時の権力者の性に関する行状の糾弾をはらむものであった。しかも、「婦人矯風会の演説」と題して、東京婦人矯風会主催の二日間の演説（会）、ことに五月一三日夜の厚生館での集会を、「聴衆男女打混（うちまぜ）ぜ凡そ一千二三百名あり」と報道していた。

問題は、他でもないこの号に、「東京婦人矯風会主意書」が掲載されていることである。そもそも、第六五号のうちの、いったいどの部分が「治安を妨害するもの」と認められたのかは明らかではないのである。

やがて、「東京婦人矯風会主意書」が、「会頭　矢島かぢ子」名で、『女学雑誌』第七〇号（八月六日）にあらためて掲載された。それは、皇帝と皇后の恩徳を称え、その恩に「陛下の臣民（けらい）」として応えようと呼びかけるものであっ

た。そして、この主意書が、「婦人矯風会勧告文」として、会頭と書記の連名で全国に配布される。その間の経緯は明らかではないが、矢島が掲げた路線、すなわち、皇室への忠誠という錦の御旗を掲げて、東京婦人矯風会は、（「廃娼」を目標の一つに掲げて）出航することになったのである（関口 2015b : 90–91）。

一八八六年一二月六日、日本橋教会で、「東京婦人矯風会」の発会式が挙行された。会頭には矢島楫子、書記には佐々城豊寿が選出された。

『東京婦人矯風雑誌』『女学雑誌』『廃娼』

一八八八年四月には、『東京婦人矯風雑誌』の創刊にいたる。

注目すべきことに、同誌は新聞紙条例に依る雑誌として出された。言い換えれば、新聞紙条例により女子が「持主社主編輯人印刷人」となることが禁じられているため、形式上、男子を編輯、印刷・発行人に立て（編輯人は巌本善治）、「編輯委員」（実質的な編集人）に二人の女性（浅井柞（さく）と佐々城豊寿）がなったのである。

第一号には、「矯風会之目的」（浅井）が掲載された。浅井は、「娼婦も等しく之れ人なり、余儕（われら）が姉妹同胞にあらずや、よしや暗に風俗を維持するの功要ある者とするも、同体の人を以て之が犠牲に供するは、尚（なお）己れの病を癒さんと欲して他人の心胆を裂くが如し」と迫った。

同号には、「東京婦人矯風会　会頭　矢島楫　書記　佐佐城豊寿」名で高知の植木枝盛に送った書簡と、これに応える植木の書簡が掲載されている。これは、同誌が新聞紙条例に依る雑誌だからこそ、可能であったのである。

なお、『女学雑誌』は学術雑誌であったが、保証金を納め、新聞紙条例により、第一八三号（一八八九年一〇月一九日）から時事問題を論じることが可能となった。このようにして、『女学雑誌』と『東京婦人矯風雑誌』が出揃い、

公娼制について来るべき「国会」で争うことも射程に入ってきた。さらに、翌一八九〇年四月には雑誌『廃娼』が創刊され、島田を長に巌本等が「東京廃娼会」を結成し、五月には東京婦人矯風会等も加わった大同団結組織「全国廃娼同盟会」が明治女学校で結成された。

ただし、東京婦人矯風会では、佐々城豊寿が書記を更迭されるという不可解な事件が起こり、『東京婦人矯風雑誌』第五号（一八八八年八月一八日）の巻頭で広告される（関口 2015b : 107）。佐々城は、最終的には「婦人白標倶楽部」の結成へ向かった。

6. 第一議会

初の衆議院議員選挙を終えた一八九〇（明治二三）年七月二五日、政府は、「集会及政社法」を公布した。女性に関して言えば、政談集会の発起人から女子を除外し（第三条）、「女子ハ政談集会ニ会同スルコトヲ得ズ」（第四条）、「政社ニ加入スルコトヲ得ズ」（第二五条）とするものである。

東京婦人矯風会、婦人白標倶楽部は、それぞれ、政談集会の傍聴禁止（第四条）に関して改正の建白書を元老院に提出した。さらに、一〇月、衆議院規則案に「婦人は傍聴を許さず」とあることがわかり、「婦人の議会傍聴禁止に対する陳情書」（一〇月付）が、「有志総代」名で提出された。

一一月二五日招集の第一議会では、一二月一日に、女性の傍聴禁止を削除した衆議院規則が可決された。

一二月二〇日には、民権派が、「集会及政社法」の改正案を提出した。後の衆議院本会議（翌年三月一日）で同法を擁護した政府委員の清浦圭吾（内務省警保局長）は、「婦人は専ら内を務めなければならぬものである」のに、政

社に加入するようなことがあったら、「女子の本分に背くことになり、家政上にも甚だ不都合を来す」と答弁した。これに対して、植木が、これは、いやしくも人間であり一国の人民であり租税を納める婦人を辱めるものだと詰め寄った（『大日本帝国議会誌』[40]）。この日、衆議院は、女性を排除しないこの改正案、すなわち、政談集会の発起人になること・政談集会への会同・政治結社への加入を女性に認めるものを可決した。議長の中島信行は、この一週間後（三月一〇日）に辞職願を出す（不受理[41]）。

以上のように、第一（及び第二）議会では、（廃娼が直接論議に上がったわけではないが）女性の傍聴禁止を削除した衆議院規則を可決、さらに、女性の政談集会への会同や政社加入を認める集会及政社法改正案を衆議院で可決する（ただし第一議会では貴族院で審議未了、第二議会では解散で貴族院に回されず[42]）など、男女の同等、新国家への女性の包摂が争われたのである。

ところが、中島（神奈川県五区選出）は、おそらく神奈川県（三多摩を含む）下の事情（「壮士」の暴行の激発など）から、次の第二回総選挙（一八九二年二月）への出馬を辞退せざるを得なくなる。これに、激烈な選挙干渉、植木の急死（同年一月）、大江の落選等が重なる。

ここで、国会で、女性の同等・同権（参政権や廃娼等）をめぐって争う勢力はなくなったと言ってもよい。女性は公的機関から排除されただけでなく、国会で呼応する人々を失い、争う道すら突然見えなくなってしまうのである。つまり、女性という視角からすれば、第一（及び第二）議会とそれ以後とでは断絶があるのである[43]。（関口 2016b）

明治女学校の凋落と『女学雑誌』の廃刊、『婦人矯風雑誌』の発行停止

さらに、『女学雑誌』と相まって、女性に中高等教育を提供し、廃娼運動のセンターでもあった明治女学校が凋落

する。一八九六年二月五日未明、明治女学校（麹町・下六番町）は、パン屋（表通りに面した長屋で、男性教員の寄宿舎の階下）から出火し、またたく間に灰燼に帰したのである。学校は、翌年、巣鴨庚申塚の深い森の中に再建されるが、女学生が通うことは不可能に近く、影響力の急速な低下、生徒数の激減は避けられなかった。さらには、醜聞がささやかれ、一九〇八年末には廃校になる。『女学雑誌』の方は、第五〇八号（一九〇〇年三月）が、足尾銅山に関する田中正造の「鉱毒文学」掲載を理由に発禁となり、巌本自身も新聞紙条例違反で告訴され、結局、第五二六号をもって廃刊となる。つまり、全盛を誇った『女学雑誌』と明治女学校は人々の前から消え去り、しかも、その名声は潰え、醜聞に沈んだ（関口 2014b：161–164）。その一方で、高等女学校令公布（一八九九年）、同施行規則制定（一九〇一年）により、遅まきながらの女子中等教育が、高等女学校（良妻賢母主義）体制として作られていく。

婦人矯風会関係では、一八九三年四月、何らかの抗争を経て（おそらく佐々城豊寿派を押さえて）「日本基督教婦人矯風会」が発足し、同年一一月、その機関誌『婦人矯風雑誌』が――停止していた『東京婦人矯風雑誌』の後継誌として――出版条例に準拠した学術雑誌として誕生した。『婦人矯風雑誌』は、第一五号（一八九五年一月）で発行停止処分を受けた。日清戦争での会員の昂奮を戒めた社説「一時の風波に迷ふ勿れ」が時事問題に触れたということらしかった。『婦人新報』に改題して発行を続ける。『婦人新報』は、一八九七年五月二五日より「新聞紙条例に従ひ保証金を納め政治を議し、時事をも論んじ得るやうにした」（「婦人新報改刊の辞」）（関口 2015b：111, 123）。とはいえ、矢島の下で慎重な姿勢が続く。

また、刑法と明治民法（一八九八年六月第四・五編公布）により、「妻のみの姦通罪・妻のみの離婚事由としての姦通」体制がつくられた。

ところが、同時に、この新民法の「公序良俗」規定（第九〇条「公ノ秩序マタハ善良ナル風俗ニ反スル事項ヲ目的

トスル法律行為ハ無効トスル」）をテコに、公娼制の是非が、娼妓自身とその支持者によって争われることになる。

7. 娼妓の「自由廃業」、娼妓取締規則の制定、大審院の後退

廃業届連署要求訴訟——娼妓稼業契約は無効

一九〇〇年二月二三日、函館の娼妓・坂井フタが廃業を求めて業者に対して起こした廃業届連署要求訴訟に関して、大審院は、（金銭貸借契約と「身体ノ拘束ヲ目的トスル契約」とは各自独立であり）「身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ無効」であるとして、函館控訴院に差し戻す判決を下した(44)。五月七日には、アメリカ人宣教師モルフィ（ユリシーズ・グランド・マーフィ）に支援された名古屋の娼妓・藤原さとの廃業届連署要求訴訟に関して、名古屋地裁が、善良の風俗に反するとして「娼妓稼業ヲ目的トセル本件当事者間ノ契約ハ本来無効」であるという判決を下した(45)。

これらは、「娼妓稼業」についているにも関わらず前借金が減らないことから、廃業届に業者が連署すること（「楼主の押印」）を要求して裁判所に訴え出たものである。言い換えれば、太政官達第二九五号（芸娼妓解放令）、あるいは、民法第九〇条（公序良俗）を根拠に、この契約（娼妓稼業・金銭貸借。前借金を娼妓稼業で返すとした契約）はそもそも無効ではないのかと娼妓自身が争い始めたのである。ついに、大審院は、廃業を権利として認めた（関口 2015b：118）。

すでに述べたように、近代日本の公娼制は、「仕事（性売買）で借金を返す」という枠組で女性の志願・主体性、規範意識——そして、無知——を引き出しつつ、ある場所へと誘導したのである。そして、その先には、隷属のシステムとも言うべきものがあり、そこから逃げ出すことは（物理的にだけでなく）不可能に近かった。山室軍平の『社

会廓清論』（警醒社書店、一九一四年）には、洲崎遊郭で貸座敷営業者と娼妓との間で取りかわされる「結約証書」なるものが掲載されている。冒頭には、「私儀今般貴殿方に於て娼妓稼業致候に付左記の通り結約致候」とある。全十条で、第一条には、「娼妓名簿登録の年限内は必ず貴殿方にて御家則一切の習慣を遵守し、誠実に業務に従事可致事」とある。つまり、娼妓は、その家に入るにあたって服従を誓わされているのである。また、「借用金の弁済」に関して、「連署者一同連帯」責任が明記されている（第九条）。さらに、「揚代金」から食費・雑費等を（第三条）、また、「負債償却資金」から洲崎病院入院中の費用等を（第四条）差し引く規定がある。その結果、（食費や雑費の計算が業者に握られているため）法外であっても気づくこともないまま、「年季」が有名無実にされて「年が明ける」ことが遠のくことがしばしばであった。しかも、娼妓は、「転売」される。

総じて、こうした「証書」の文言は、江戸時代の奉公人請状（親などが請け負うもの）を踏襲して手を加えたものである。何よりも第一条が、請状の決まり文句である「御家法の儀急度相守、昼夜限らず御奉公大切に相勤」等に酷似している。ただし、身売り奉公請状の主体はまずもって人主（親）であったが、ここでは「私」、つまり娼妓自身が契約の主体になっている。また、江戸時代は「給金」先渡し（及び「前借」）であったが、ここでは「借用金」となっている（第二条）。つまり、親が給金を先に受け取る形式から、娼妓自身が「借用」して、「業務」を通じて返すという形式になっているのである。同時に、江戸時代の奉公証文（主人への奉公を誓うもの）を踏襲したものであるから、およそ通常の意味での契約と言えるものではなく、一言で言えば、隷属の誓いである。が、それが証書（契約）としての効力を持つことになるのである。

しかも、飯盛等身売り奉公人の請状は、女衒あたりが書き、はたして親が読めたかどうかも定かではなく、とはいえ、黒々と認められて一メートルを越すものも少なくなく、そのことによって、娘も親も覚悟をあらたにしたとみら

れるものであるが、近代に入って、これを踏襲したものが、活版印刷の候文の書式となって流通したのである。[46]

「身売り」という言葉が消えることがなかったのは、その言葉が実感をもって使われるような無権利状態を、当人に強いることができたからに他ならない。つまり、弱者にそれを強制できる（弱者が受け入れざるを得ない）システムが、存在を認められていたのである。

とするならば、当の女性が、「そう思って（我慢して）いる」のを越えて、自分を縛っているこの契約はじつは無効ではないのかと意を決して争えば、裁判所はそれを認めざるを得ない、そのことをこれらの判決は示したのである。

「自由廃業」と救世軍

ところが、愛知県に例にとれば、勝訴したモルフィーらが娼妓を連れ出そうとすると、県の命令ということで警部長がそれを阻み、その際、「裁判命令と県令との衝突」だと形容した（モルフィー「東西二大陸の日本人」、一九二六年七月二三日）。[47]そこで、娼妓を実力で救出することが課題となり、救世軍[48]をはじめとする少なからぬ人々（主に男性）が、それに加わった。

新聞報道では、たとえば『東京朝日』には、どちらの判決の報道もない。が、救世軍が吉原に乗り込んで娼妓に廃業を訴え、業者側から暴行を受けた（『東京朝日』一九〇〇年八月七日「吉原の大格闘（救世軍と妓夫）」、八日「救世軍殴打余聞」）のを機に、注目が集まる。「娼婦廃業問題と当局者の意見」という記事（八月一七日、一九日）では、「名古屋裁判所に於ける娼妓廃業の新裁決例」、「新民法施行」、「娼妓の自由廃業」等について述べており、ここで「自由廃業」という言葉が初めて出てくる。両者の衝突は頻繁になり、かつ、他の遊廓にも飛び火した。連日、多いときは一日に幾つも、五面にこの関連の記事が続く。

なお、「自由廃業」とは、前借金に縛られて年季が明けていない（したがって廃業届に業者が連署しない）にも関わらず、自分の意志で廃業することである。いわば、廃業の宣言・決行と言ってよく、娼妓が遊廓から逃げ出すこと、それを可能とする人々がいることが必要である。

なかでも、九月五日の救世軍等と貸座敷側との衝突（吉原遊廓、洲崎遊廓）は絵入りで華々しく報道された（『東京朝日』九月七日）。吉原遊廓の場合は、娼妓綾衣（あやぎぬ）（中村八重）が、吉原の只中から手紙（九月一日付）で『二六新報』社に自由廃業を訴えてきたのを受けての救出作戦である。手紙には、裁判の中途で誰から何を言われようとも決心を変えることは神かけてない、「命を捨てるとも御社の御顔にかゝはる様な事は致さず候」、「御社の御力を以て自由はいげふ相叶ひ候様両手を合せ御願申上ます」とある（『二六新報』九月七日に掲載）（関口 2016a）。

東京以外でも、たとえば『山陽新報』は、九月に入ると全国の自由廃業に関する記事を、およそひと月にわたり詳しく報じた[49]。

娼妓取締規則（内務省令第四四号）の制定

娼妓の自由廃業が相次ぐ中、一九〇〇年一〇月二日、内務省は、「娼妓取締規則」（内務省令第四四号）を発令する。娼妓の年齢を（従来の一六歳以上から）一八歳以上とし（第一条「十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス」）、口頭、郵送をも含む廃業届を承認し、面接・通信・文書閲覧等の自由その他を規定するものである。その際、廃業届の受理により直ちに娼妓名簿から削除すること（「執行心得」）とした。すなわち、楼主の連署を不要としたのである。

この時、風紀関係を扱う警視庁第二局の部長は、内務省書記官を兼ねた松井茂であり、前借金と自由廃業は関係ないという趣旨を明言した[50]。つまり、前借金を理由に娼妓の廃業を阻んではならないということであり、自由廃業を認

める画期的な措置であった。

ただし、同時に、居所の制限（第七条「娼妓ハ庁府県令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス」）、さらに、検黴制（第九条「娼妓ハ庁府県令ノ規定ニ従ヒ健康診断ヲ受クヘシ」）等が明文化された。

『婦人新報』第七九号（一九〇二年一一月）によれば、一九〇〇年九月に綾衣が自由廃業の魁をなして以来、一九〇三年一一月中旬まで（すなわち、三年余）で、「府下九遊廓中自由廃業をなしたる者の総数」は二五四五人、内訳は、吉原七六三人、洲崎四四五人、新宿一〇五人、品川一〇一人、千住七四人、その他（板橋、八王子、調布、川越、府中）だという。なお、全国では、この規則制定後の二年間でおよそ一万人以上の廃業者があったともいう。[51]

ただし、大審院の後退により、その数は大きく減っていく。

大審院の後退——娼妓営業による債務弁済は、公序良俗に反しない

一九〇二（明治三五）年二月六日、大審院は、「娼妓営業」は公認されているものであるから、債務者たる娼妓が債権者に対し自己の営業を通じて債務を弁済すると約束したことは、毫も公序良俗に反しない（「債務者タル娼妓カ債権者ニ対シテ自己営業ヨリ生スル利益ヲ以テ其債務ノ弁済ニ供スヘキコトヲ約スルモ」「毫モ公ノ秩序若クハ善良ナル風俗ニ反スル所ナシ」）と判示した。

一一月四日に婦人矯風会（矢嶋楫子・潮田千勢子）と廃娼会（モルフィーら）の連名で内務大臣（内海忠勝）に提出した建白書[52]は、廃業を決行する娼妓の数が大いに減ったこと、廃業した者も再び復帰する現象が見られることを指摘して、その理由として、多くの場所ことに地方小都会において、楼主が廃業した娼妓の親戚等の財産を差し押さえる手段に出ていることがあり、しかも、じつは、それは、廃業した娼妓を脅迫して再度娼妓にさせようとする方法に

他ならないと述べている。そして、「貸金と称するものもそもそも無効の契約」であるのに、大審院は「楼主と娼妓の間の前借金も、普通一般の貸金と同視し娼妓に於て返済の義務ありと判決」したと批判し、「娼妓たらしむるを以て目的とする総ての貸借は一切禁」じるよう建白した。だが、建白は容れられなかった。

ここに、娼妓取締規則と、契約の公序良俗違反を否定する判決群（娼妓稼業は公序良俗に反しない、ないしは、娼妓稼業契約と金銭貸借契約は別個の契約であり、廃業しても借金は残るとするもの）の体制が成立する。(53) ちなみに「別個の契約」という同じ論理が、先には、「自由廃業」を認める判決、後には、自由廃業しても借金は残るという判決になっているのである。なお、前述した「結約証書」（洲崎遊廓。山室軍平『社会廓清論』一九一四年）には、「万一稼業年限中〔中略〕廃業の節は一切の借用金を即日完済可致事」（第七条）とあり、あらかじめ「廃業」を事実上封じている。

さらに、この後、一九〇六年二月二四日、群馬県と並んで公娼のない県である和歌山県で、県議会の建議を受けて県知事（清棲家教）が公娼設置を許可する。地元の『牟婁新報』では、大阪婦人矯風会の会員でもあった婦人記者管野須賀子（「幽月女」）らが、公娼設置（置娼）を弾劾する激烈な論陣をほぼ一ヶ月にわたってはった。「戦捷の余栄とかで一等国に進んだとか何とか、口に文明を叫んで居る日本が公然売淫を奨励するとは、何たる矛盾でありませう、何たる痴けさ加減でせう。余りの事に開いた口が塞がらないではありませんか。」と、管野は訴えた（幽月女「県下の女子に檄す　……咄、置娼……」、『牟婁新報』第五六六号、三月三日）（関口 2014a：91–94）。

8.『廓清』創刊、『青鞜』と公娼制、夏目漱石と公娼制、男子「貞操義務」

この頃の登楼者数は、日本史研究者の横田冬彦によれば、京都の市部で、一九〇〇年頃年間のべ七〇万～八〇万人であり、日露戦争後から二〇年ほどで二～三倍に急増し、一九二八年頃に一八六万人というピークをなす。これは、京都府の「遊客名簿」から算出したものである。同名簿は「貸座敷規則」で義務づけられたもので、客の名前・住所・年齢・職業・風貌・登楼下楼時間・消費金額・相方娼妓などが記載されており、所轄警察署の検印がある。客の年齢は、ほとんどが二〇～四〇歳代である。言い換えれば、ざっと計算すると、市内在住の二〇～四〇歳代の男性のすべてが、年平均八回以上登楼したことになるという。このような、都市の壮年男性のほとんどがほぼ毎月遊廓へ行く――しかも、自分の家族（母・妻・娘）が住む同じ都市空間において――すなわち、買春が日常行為として組み込まれている状況を、「大衆買春社会」と横田は名づける。そして、これは、一九一〇–二〇年代の大都市で成立し、三〇年代には周辺農村をも捉えていったとみる。(54) 言い換えれば、日露戦争を起点に、公娼制から自由な「新しい男」の足場は、次第に危うくなってくるのである。

おそらくこうした「大衆買春社会」の広がりに応じて、様々な動きが起こってくる。

『廓清』創刊と、公娼制廃止の好機到来

一九一一年四月、吉原が全焼した。婦人矯風会は再建反対・吉原全廃運動を起こすが、実現させることはできなかった。この苦い経験を経て、七月、廃娼運動の全国組織として「廓清会」が結成された。会長に島田三郎が選出され、矢島楫子、安部磯雄が副会長に就任して、機関誌『廓清』を創刊した。

一九一四（大正三）年一月、衆議院予算院会で島田三郎がシーメンス社から海軍上層部への賄賂を追求したのを機に内閣弾劾の声（「海軍を廓清する」等）が高まり、山本権兵衛（海軍大将）内閣は三月末総辞職し、四月には大隈

重信（廓清会顧問）が首相に任命された。さらに、一九一五年三月の総選挙での大勝を受けて、島田（同志会）が衆議院議長に選出された（六月）。

公娼制廃止のまたとない機会が到来したのである。安部磯雄（廓清会副会長・早稲田大学教授）は、「総選挙の結果と吾人の任務」（『廓清』第四巻第五号（同年四月））で、「大隈伯の如きは、確に公娼制度は断じて廃止せなければならぬと考へて居られる人であると私は信じてゐるから、若し輿論が充分に之を推すといふ事であるならば、今の内閣は喜んで公娼制度の全廃を敢行するに相違ないと思つてゐる」と述べた。

すでに、日本基督教婦人矯風会は同年四月の大会において、秋の即位式の大典を前に次の二大決議をしていた（『婦人新報』第二一四号、一九一五年五月）。

一、公会ノ席上ニ醜業婦ヲ侍セシメザル事、其他凡テ風俗ヲ紊乱スル行動ノ取締ヲ厳重ニセラレン事ヲ其筋ニ請願スル件

一、精神的記念運動トシテ今後満六年ヲ期シ公娼全廃ヲ議会ニ請願スルノ（ママ）件

これを受けて『廓清』は、「御大典に就て芸妓を公開の席に出さないといふ件と、公娼制度を廃止したいといふ二件」について名士に意見を求め、その返答を掲載した（第五巻第九・一〇号（同年一〇月）「芸娼妓問題に就いて八十名家よりの来翰」、第一一号「芸妓問題に対する四百名家よりの来翰」）。これによれば、回答者のほとんどが芸妓を大典関連で出すことには反対であり（柳原義光など皇室関係者の一部も含む）、公娼制を廃絶すべきだと考えている名士も少なくない（軍上層部の一部も含む）。ちなみに、美濃部達吉（東京帝国大学法科大学教授）は、「公娼制の全廃には賛成致兼候」、吉野作造（同）は、「第一項には賛成仕候へ共第二項には無条件にては賛成仕難候」と回答している。(55) つまり、美濃部、吉野とも、公娼制の即時全面廃止を支持してはいない。

『青鞜』と公娼制

一九一一年九月、初の女性の高等教育機関である日本女子大学の卒業生を中心に、文芸雑誌『青鞜』が創刊された。編輯発行人は、「らいてう」こと平塚明子である。

翌年、『青鞜』は、妻のみに課された姦通罪に叛旗を翻した。荒木郁の短篇「手紙」がそれである（『青鞜』一九一二年四月）。心のふれ合わない結婚生活をしている女が、別れた恋人に思い切って書いた手紙という趣向であり、姦通罪という脅かしに真っ向から反逆するものであった。『青鞜』に初めての発売禁止処分が下る。

この後、スキャンダルが『青鞜』を襲う。七月上旬、尾竹紅吉（一枝）のお膳立てで平塚ら女性三人で吉原を見に行くと、「女文士の吉原遊」（『萬朝報』七月一〇日）と、スキャンダルに仕立てあげられたのである。後年、（富本）一枝によれば、「平塚さんの方はいろいろ話を聞き出そうとされるのに向うは〔中略〕逆に『青鞜』のことばかりききたがりました」（座談会「『青鞜社』のころ」。『世界』一九五六年二―三月）という。(56) 相手の花魁（栄山）は、はたして『青鞜』が自分達・「身売り」される女のことまで考えてくれるのか訊き出したかったのではないだろうか。他方、『青鞜』は、この「吉原登楼事件」をめぐってメディアで袋叩きにあうわけだが、その背後には、娼妓と『青鞜』（新しい女）が結びつくことを何としても阻むという意図が働いていたのではないだろうか。

こうした逆風の中で、さらに平塚が「世の婦人達に」（一九一三年四月）で、「私共はこんな無法な、不条理な制度に服して迄も結婚しやうとは思いません。妻とならうとは思ひません」と、現行の民法・刑法下での結婚制度を敢然と拒否した。すると、警視庁から出頭を命じられた（「二十五日午前十時までに出頭しろという葉書が警視庁の高等検閲係から来ました」。五月号「編輯室より」）。さらに、この作を収めて出版した平塚の『円窓より』（東雲堂、一九

一三年五月）が発禁になった。(57)

その前にはすでに、『青鞜』（同年二月）が発禁になっていた。これは、「新しい女」及び「婦人問題」を再特集したもので（「附録　新らしい女、其他婦人問題に就て」）、福田英（景山英子）の「婦人問題の解決」、伊藤野枝の「此の頃の感想」等が掲載されていた。『読売新聞』（二月九日）は、「雑誌『青鞜』の二月号は八日午前安寧秩序を害するものと認定されて大浦新内相から発売を禁止された」と報じ、内務省書記官に「何処が『安寧秩序を害す』に相当するかを訪ねたが従来抵触する点に就いては発表しないことになって居るとばかりで更に要領を得ない」と続けた。なお、目前には、「青鞜社講演会」（二月一五日）の開催が迫っていた。(58)『中央公論』（一九一三年六月）は、「婦人界の新思潮に対する官憲の取締」を特集する。

さらに『青鞜』は、第四巻第一号（一九一四年一月）の附録で、前年上演されたバーナード・ショウの戯曲「ウォーレン夫人の職業」をとりあげ、自分の学業は母親の売春によって支えられていたと娘が気づくというこの戯曲の合評を、平塚や伊藤らが行う。だが、その後、平塚が力尽き、第一一号（同年一一月）からは、伊藤が平塚を引き継いで編輯発行人になった。伊藤は、「傲慢狭量にして不徹底なる日本婦人の公共事業について」（第五巻第一二月号、一九一五年一二月）で、娼妓を「賤業婦」と呼んではばからない「婦人矯風会」に対して、傲慢だと怒りを爆発させた。『賤業婦』と彼女達は呼んでいる。私はそれだけで既でに彼女達の傲慢さを、または浅薄さを充分に証拠だてる事が出来る」、と。

だが、「婦人矯風会」の傲慢さには、「六年間をちかって公娼廃止を実現させると社会に公表した」（野枝）ことが含まれていた。野枝の論評を見過ごしておくことはできないと、会員ではない青山菊栄（のち山川菊栄）が投書して、公娼制を「こうした奴隷売買兼高利業を保護する政策」と呼び、問題は公娼制そのものではないか（「公娼廃止運動

という事はあなたのおっしゃるほど無意味な無価値な問題ではない」、「それどころか〔中略〕しなければならぬ事だ」）と指摘し、同時に、公娼制廃止（廃娼）に向けて、「賤業婦」を蔑視する従来の論理からとは異なる論陣をはった。

この号をもって『青鞜』は終わった。そのため、菊栄は、半年後、「公私娼の問題」（「現代生活と売春婦」に改題）を『新社会』（一九一五年七月号）に寄稿した。じつは、菊栄は、同誌六月号に掲載された、「私娼撲滅、公娼寛遇」という警視庁の新方針に対する堺利彦の反応（「公娼寛遇といふことが、娼妓の束縛を大いに寛大にするといふ意味ならばいささか結構」）に、「公娼を認めておいて『寛遇』するなどという政府の欺瞞政策、業者保護の口実を『結構』がることは恐ろしいこと[59]」と感じていたのである（関口2016a）。

この警視庁の新方針については、廓清会も「警視庁の公娼拡張」として反対していた。『廓清』（第六巻第九・一〇号、一九一六（大正五）年一〇月）は、巻頭の「廓清時言」（伊藤江南〔秀吉〕）で、「大隈内閣の功と罪」を次のように挙げている。「既に国政を執る事二ケ年の今日」、花魁道中の禁止と桑港博行芸妓の渡航禁止等は「些か快心の事に属す」、「然れども昨秋の御大典に於ける芸妓問題の大運動に対しては、頗る隔靴掻痒の感に堪へざらしめ、遂に飛田遊廓の設置に於て現内閣を呪ふの止むなきに至り、更に警視庁の公娼拡張によつて、大隈内閣の何等従来の内閣と撰ぶ処なきを確信せしめたりき。」と。

なお、ここにいう「飛田遊郭の設置」とは、大阪の難波新地遊郭が一九一二（明治四五）年一月に焼失した際、林歌子（大阪婦人矯風会長）らが先頭に起って再建反対の大運動を起こし、ついに、廃止の府令を勝ち取った、それにもかかわらず、一九一六（大正五）年四月、口約していた「難波新地遊郭の代地」と称して、天王寺付近の飛田に遊廓地として二万坪を大阪府庁が指定したものである。

こうして、「御大典に於ける芸妓問題の大運動」を巻き起こしたにもかかわらず、努力は実を結ばなかった、そればかりか、ようやく廃止にこぎつけた大阪の遊廓もあらためて建設され、他方では、警視庁の新方針が出されたのである。この現実に直面した矢島楫子（日本基督教婦人矯風会会頭）は、「権利のなき者の無力」を痛感し、女性参政権の主張を打ちだすに至る（「婦人参政権の必要」、『廓清』第五巻第一二号、一九一五年一二月）。

以上のように、公娼制廃止の絶好機が到来したにもかかわらず、活かされることはなかった。とはいえ、『廓清』が掲載した名士のアンケート結果は、公娼制に反対、少なくとも疑問を呈する名士が少なくないことを示していた。

夏目漱石と公娼制

夏目漱石（金之助）は公娼制について直接触れていないが、これには、「自由廃業」問題が『東京朝日』を賑わしていた当時日本にいなかったことも関係するかもしれない。漱石は、一九〇〇年九月八日に横浜を出航し、イギリス留学から戻ったのは一九〇三年一月である。

新聞小説「三四郎」（『朝日新聞』一九〇八年九月‐一二月）の主人公は、「新しい女」（美禰子）の出現を前に、女性と如何なる関係を作ったらよいのか戸惑う「新しい男」（候補）である。ただし、冒頭では、「東京」へ向かう汽車で乗り合わせた、名もない女が登場する。諸事情で同宿することになると、別れ際に、「女は其顔を凝（じつ）と眺めてゐた、が、やがて落ち付いた調子で、『あなたは余つ程度胸のない方ですね』と云つて、にやりと笑つた」。性関係に入らない三四郎を嘲笑うこうした女性は、性行為をすべくそこにいる、たまたま居合わせた名もない女、すなわち、娼妓を思わせる。つまり、これに続く三四郎の狼狽は、娼妓に見返されたことによる狼狽とみることもできるのである。

女から飛び込み（性行為を示唆）を促され、怯んだ男が罰せられるという場面は、漱石作品で何度も繰り返される。

「そんなに可愛いなら、仏様の前で、一所に寐ようつて、出し抜けに、泰安さんの頸つ玉へかぢりついた」という『草枕』(一九〇六年)の那美さんと坊主(泰安)、「もし思い切つて飛び込まなければ、豚に舐められますが好う御座んすか」と聞く「夢十夜」(『朝日新聞』一九〇八年)第十夜の「一人の女」と庄太郎、「嘘だと思ふなら是から二人で和歌の浦へ行つて浪でも海嘯でも構はない、一所に飛び込んで御目に懸けませうか」という「行人」(『朝日新聞』一九一二―一三年)のお直と自分(二郎)である。(関口 2014b : 220-221)。

〝飛び込まなかった男に対する女の懲罰〟がこのように繰り返されることからすれば、具体的体験如何の問題はおくとしても、この種のことが漱石の心的外傷となっていたとみて差し支えないであろう。

じつは、公娼制のある社会で、〝(性行為を)待ち受けている女〟にどう対処するのか、彼女の体現する社会的圧力にどう抗し得るのか、という問題は、漱石の新聞小説の読者である「新しい男」(候補)たちにとって密かな悩みであったと思われる。つまり、有り体に言えば、仲間同士で登楼した場合などにどう対処するのかという問題である。その意味で、この設定――断崖・絶壁に追い詰められて、飛び込まないのかと女に迫られる――は、読者にとって全く心当たりのないことではなかったのではないだろうか。

このように、突如として〝飛び込み〟を迫る一方で、漱石作品のヒロインには、(性売買を示唆する)身勝手な男の性欲、結果としての性病罹患、その妻・子への影響(なかでも流産、さらに死)という影がある(「明暗」の清子など)。

さらに、「彼岸過迄」(『朝日新聞』一九一二年一月―四月)の「松本の話」では、松本から「小間使の腹から生まれた」と告げられた主人公・市蔵が、「僕を生んだ母は今何処に居るんです」と思い切って尋ねると、「彼の実の母は、彼を生むと間もなく死んで仕舞つたのである」、「それは産後の日立が悪かつた所為だとも云ひ、又は別の病だとも聞

いてゐる」と松本が解説する下りがある。つまり、主人公は、「小間使」に主人が生ませた子であり、その女性（実の母）は、「産後の日立が悪かつた」ないし「別の病」で、生むと間もなく死んでしまったと設定されているのである（関口 2015a : 12–13）。

以上のように、漱石作品には、一方で、飛び込まないのかと迫る女、他方で、身勝手な男に翻弄され、流産や死にいたる女、さらには、「生むと間もなく死んで仕舞つた」小間使い（実の母）が現れる。こうしたことは、作家自身の人生と何らかの繋がりがあるのではないかと疑わせる。

この後、漱石は、「細君」を正面に据えた「道草」（『朝日新聞』一九一五年六月–九月）で、ぶつかりあう夫婦・対等な男女を描き、同時に、自分の子ども時代を検証していく。そこで、母方の身内は遊廓経営者であり、子どもの頃、廃業して空き家になっていたその遊廓（新宿「伊豆橋」）で自分は育ったことに気づく（関口 2014b : 250）。ついで、「明暗」（同一九一六年五月–一二月）では、自分への忠誠を夫に求める、「新しい妻」を描く。それは、いうなれば、夫の「貞操」を疑う妻であった。

夫の「姦通」・男子「貞操義務」

『青鞜』が姦通罪に公然と異を唱えて以来の一連の動きを経て、一九一九（大正八）年、臨時法制審議会が設置された。その民法改正論議で、夫の「姦通」、夫の「貞操義務」が議論にのぼってくる。

「姦通」処罰は、夫婦で基準が異なっていた。刑法姦通罪（第三五三条）では、処罰対象は妻の姦通であり、夫の姦通は問題にならないのである（「有夫ノ婦、姦通シタル者ハ〔中略〕重禁固ニ処ス。其相姦スル者亦同シ。此条ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス」）。改正刑法（一九〇八年施行）でも、大きな変化はない。夫が問題になるのは、

「有夫ノ婦」（既婚女性）と「相姦スル」場合である。言い換えれば、姦通罪の主な法益は、夫が妻に対して貞操を要求する権利である。大審院は、「凡ソ夫ハ妻ニ対シテ貞操ヲ守ラシム権アルモノナリ」とする（一九〇三年）。また、民法（第八一三条離婚の訴。「夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ、離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」）において、妻の姦通は、無条件の離婚事由になる（第二号）が、夫は、姦淫罪によって――「其相姦スル者亦同シ」（刑法第三五三条）によって――刑に処せられたる時（第三号）である。

青鞜社解体後、平塚らいてうは、婦人会関西連合大会（『大阪朝日』主催、一九一九年一一月二四日）の席上で講演し、「新婦人協会」の設立趣意書を配布した。以後、同連合は、西日本で三〇〇万人の会員を擁する「全関西婦人連合会」（全婦）へと発展し、他方、平塚が市川房枝らと結成した新婦人協会は、女性の政治活動を禁止する治安警察法（治警法）第五条の改正、花柳病男子の結婚制限、衆議院議員選挙法改正（女性参政権の要求）の請願を両院へ提出した（一九二一年一月）。「花柳病」とは、梅毒・淋病等の性病のことであり、性売買の結婚生活への影響を取り上げて国に対処を要求する、女性の声が上がったと言える。治警法第五条改正は衆議院で採択されたが、三件とも貴族院で審議未了となった。ついで、一九二二年三月、第四五議会で治警察法第五条の第二項のみが改正されて、女性の政治集会参加が合法になる。

臨時法制審議会の民法改正作業においては、審議会の幹事・穂積重遠（しげとお）（明治民法起草委員）が、「夫ノ姦通ヲモ離婚原因トナスコト」を主張し、臨時法制審議会の第二六回総会（一九二五年五月二五日）では、美濃部達吉が、原案に対して「夫又ハ妻ニ不貞ノ行為アリタルトキ」に改める修正案を提出して争った。(60)

一九二七年七月、大審院は、夫の貞操義務の法的性質が問われた事件につき、中間決定を、翌年五月に終局決定を下した。そこでは、「夫ニモ貞操ノ義務ガアル」とされた（「男子貞操義務判決」）。そればかりでなく、その際、民法

第八一三条第三号及び刑法が男子の姦通を処罰しないことを、「古来ノ因襲ニ胚胎スル特殊ノ立法政策ニ属スル規定」と言い切った。

さらに、同年末には、臨時法制審議会の「民法改正要綱」が発表され、離婚原因に「夫ガ著シク不行跡ナルトキ」が加えられた（「親族編中改正ノ要綱」は一九二五年、「相続編中改正ノ要綱」は一九二七年に作成）。すでに婦人矯風会は、民法公布直前の「刑法及民法改正の請願」（一八九〇年三月）以来、夫の不貞や遊廓通いも姦通罪として処罰する刑法改正を主張して、妻のみならず夫も罰する夫婦両罰の請願を続けていたが、「夫の貞操義務」を社会が認めるところまでようやく近づいてきたのである。

改正要綱に基づいて、一九二八年、司法省に民法改正調査委員会が設置され、法案作成作業が始まった。一九三〇年には吉岡弥生、井上秀子らが婦人同志会を結成し、「民法親族編並相続編中改正ニ関スル建議案」を第六四議会に提出した（一九三三年）[61]。また、刑法学者・滝川幸辰（ゆきとき）は、妻のみの姦通罪の不平等性を『刑法読本』（一九三二年）で指摘した。このように、夫の「姦通」の問題化、夫婦の対等の「貞操」義務への動きが始まったのである[62]。

こうした動きには、二側面がある。一方では、夫の「姦通」という視角・離婚事由としての承認問題は、「妻のみの姦通罪」体制を揺さぶるものである。他方、妻の買春体制があるわけではないが、夫には買春が公に保障されたままである。すなわち、娼妓稼業を公序良俗違反ではないとした大審院判決があることと合わせると、ここでは、夫の買春までは踏み込んでいないと考えられるのである。

以上のような、公娼制をめぐる判決、夫の「姦通」という視角・離婚事由としての承認問題は、従来別々に扱われてきたが、「姦通」が買春も含むとすれば、両者は重なる問題である。（そもそも、婦人矯風会は、「妓に接する」ことも「姦通」と定義していた。一八九〇年提出の「刑法及民法改正の請願」中にも、「有妻の男子にして、妾を蓄へ

妓に接するは姦通なり」とある。）その上で、ここでは、一九二七年の事例（婿養子が家出して、妻とは別の女性と同棲している場合）に則して、「夫にも貞操の義務がある」ことが承認されたのである。

9．国際的動向と、帝国議会での公娼制廃止法案審議

人身売買禁止の国際的動向

日本史研究者の小野沢あかねによれば、一九一〇年、婦女売買禁止に関する国際条約がヨーロッパの数カ国の間で締結され、第一条で、未成年の女性に対しては、本人が同意していても売春に勧誘してはならないこと、第二条で、成年の女性に対して、暴力や脅迫、詐欺などの手段を使って売春に勧誘してはならないことを取り決めた。この気運はさらに高まり、一九二一（大正一〇）年には、国際連盟で「婦女及児童の売買禁止に関する国際条約」が制定され、成年の年齢が二一歳に引き上げられた。

このことは、前年国際連盟に加入して常任理事国となった日本に衝撃を与えた。日本（内地）では一八歳、台湾では一六歳（一八九六年の「貸座敷並娼妓取締規則」）、朝鮮では一七歳（一九一六年の「貸座敷娼妓取締規則」）以上の女性が娼妓になることを許可していたからである。国際条約と国内法が矛盾し、ひいては、公娼制の廃止が問題になるのである。(63)

結局、一九二一年、日本政府（原敬内閣）は、現状を変えないまま、すなわち、年齢条項を留保し、併合した朝鮮・台湾、関東州、樺太、委任統治領には条約を適用しないという条件をつけて、調印した（批准は一九二五年一〇月）。年齢条項の留保は、一九二七年、（第二次）若槻礼次郎内閣によって撤回される。

帝国議会での公娼制廃止法案審議

こうした国際的動向を背景に、帝国議会で公娼制に関する論戦が始まる。

帝国議会において公娼制の存廃がはじめて議論されたのは第四一議会（一九一九年）であり、横山勝太郎（憲政会）が「公娼制度ノ存廃ニ関スル質問」を行った。第四四議会（一九二一年）には、横山が、島田三郎などの賛成を得て「公娼制廃止ニ関スル建議案」を提出した。[64] また、膨大な数の娼妓が焼死した関東大震災（一九二三年九月）後の一一月、婦人矯風会の久布白落美、羽仁もと子、さらに山川菊栄らが「全国公娼廃止期成同盟会」を結成して、「焼失遊廓再興不許可ニ関スル建議案」を提出した。同建議案は、松山常次郎（政友会）ほかによって第四七議会に提出され、衆議院本会議に上程された（審議未了）。

日本史研究者の藤井豊によれば、第五〇議会（一九二五年）には、松山らが、「公娼制度制限ニ関スル法律案」を提出し、委員会（「公娼制度制限ニ関スル法律案委員会」）で審議された。松村は、公娼制が「花柳病を助長することになる」と主張し、他方、反対の議員達は異口同音に、公娼制を廃止したら私娼が増え、その結果、性病が蔓延する、したがって、性病予防のためには公娼制が必要であると主張した。同法律案は委員会で否決後、衆議院本会議で一五七対五三で否決された。[65]

なお、一九二〇年代–一九三〇年代初頭には、遊廓内の女性の自由廃業・ストライキ（条件交渉や廃業を求めたもの）が相次いでいた。[66] なかでも、一九二六（大正一五）年四月、吉原の娼妓・春駒（森光子）が、「白蓮女史」宅（柳原燁子・宮崎龍介宅）に駆け込んだことで世間は大騒ぎになった。彼女の手記『光明に芽ぐむ日』（文化生活研究会、一九二六年一二月）、『春駒日記』（同、一九二七年一〇月）が出版され、公娼制廃止の気運が大きく盛り上がる。

この渦中で（一九二六年五月）、全国警察部長会議において、内務省警保局長（松村義一）が、公娼制改廃についての諮問案を突如として提出した。これが報道されると、輿論は騒然となり、全国主要日刊紙はそろって廃娼論を主張した。婦人矯風会の久布白落美が、廓清会に両組織の統合を呼びかけ、「廓清会婦人矯風会連合」（後に「廓清会婦人矯風会廃娼連盟」、略称「廃娼連盟」）が六月に結成された。同連合は、府県会に対して猛烈な公娼廃止請願運動を開始した。(67)

伊藤秀吉（廓清会）の『日本廃娼運動史』（一九三一年）によれば、第五二議会（一九二七年）には、板東幸太郎（憲政会）、星島二郎（政友会）らが「公娼制度制限並ニ廃止ニ関スル法律案」を提出した（上程にはいたらず）。新たな貸座敷営業を禁じ、一九三二年五月をもって娼妓稼業・貸座敷営業を禁止するものである。

第五六議会（一九二九年）には、安部磯雄（廓清会理事長・社会民衆党党首）、星島ら四名が、ほぼ同様の「公娼制度廃止ニ関スル法律案」（ただし、一九三五年五月をもって禁止するとするもの）を提出した。衆議院本会議に上程され、数回の委員会の後否決になったまま、会期終了した。本会議での提案理由説明で、安部は、風紀上から見ても人道上から見ても衛生上から見ても、もはやこういう旧い制度（公娼制）を維持すべきでないと力説し、星島らは、（前借制による自由の拘束は人身売買であるとして）前借制の廃止、及び、婦女売買禁止条約に沿って娼妓年齢を二一歳に引き揚げること等を主張した。これに対して、内務省警保局長（横山助成）は、公娼制はやむを得ない政策であり、不必要な自由の拘束はない・拡張はしない・前借と娼婦稼業は分離していると、内務省の統一見解を繰り返した。(68) 第五八議会（一九三〇年）にも、「公娼制度廃止ニ関スル法律案」が提出された（本会議議事日程に上ったが、議会混乱のまま会期終了した(69)）。

そして、第五九議会（一九三一年）に、三宅磐（民政党）ら一一名（星島、片山哲〔社会民衆党〕など）が、五八

名の賛成者の名前を付してほぼ同様の法律案を提出したのである。委員会では、星島の質問に対して（外務）政務次官の永井柳太郎（民政党）が答弁した（二月一九日）。永井は、すでに国際連盟第五委員会（一九二九年）において日本委員（武者小路）が、「公娼制度ハ日本ノ国内ニ於テモ非常ニ非難を受ケルヤウニナッテ、此制度ノ廃止ニ伴フ議論ガ起ッテ居ルカラ、近キ将来ニ於テ其廃止ヲ見ルニ至ルカモ知レナイ」、そのための一切の手続きは内務省に一任していると発言している、また、「其国際連盟ニ於テ日本ノ委員ガ発言ヲシテ居リマスヤウニ、吾々ハ公娼制度ハ人間ノ人格竝自由ト矛盾シタ制度デアルト思ヒマス、一種ノ奴隷制度ト言フコトモ出来ルト思ヒマス、出来ルダケ速ニ斯ノ如キ制度ガ廃止セラレテ、人間ノ人格ノ尊厳ト自由トガ確認セラル、社会ノ建設セラル、コトヲ希望スル次第デアリマス」と答弁した。星島は、この「外務当局トシテノ御答弁」を非常に喜んだ（「公娼制度廃止ニ関スル法律案（三宅磐君外十名提出）委員会議録　第二回」）。[70] 衆議院本会議に上程され、法律案の可決にはいたらなかったが、議会の空気が一変したという。浜口雄幸内閣は、これまでの政府のように公娼制が必要だという態度はとらず、ついに廃止の意向を示したのである。[71]

他方で、国際連盟では、一九三〇年には東洋婦女売買調査団がついに組織され、日本とその植民地・勢力圏の調査を開始していた。翌一九三一年六月には調査団が来日して、調査や廃娼団体との懇談を各地で行う。一九三三年には「国際連盟東洋婦人児童調査委員会報告書」を公表し、日本の関係する国際的婦女売買を取り締まるためには、公娼制度の廃止およびそのための官民合同の調査委員会の設立が必要であるとの提言をする。[72] これを受けて内務省が、同年廃娼運動団体などとの官民合同対策委員会を設立し、一九三四年には公娼制度廃止の方針を表明するのである。[73]

なお、議会外では、要人テロやファッショの圧力が高まってきていた。いわゆる青年将校等による「昭和維新」「国家改造」のかけ声・要人テロ志向の背景に、東北農村の危機、さらにその一部の生存すら困難となる崩壊状況が

あり、東北出身の将校・兵士をとくに動かしたといわれる。そこでは、家族を救い得るだけのカネを期待できる唯一の道が、娘の「身売り」であった。したがって、「娘の身売り」問題は、潜在的に極めて政治的なものとなったのである。クーデターと要人テロを正当化する旗の、少なくとも一つになったと言ってよい（ただし、それが実際に公娼制廃止を実現するものとなるかは別問題であるが）。ちなみに、「新人会」に対抗して帝大「七生社」を立ち上げ、「血盟団」（要人テロ組織）の結成を促すことになる上杉慎吉（東京帝国大学法科大学教授）は、すでに一九一〇年の『婦人問題』（厳松堂）で、「蓄妾、私通滔々として行はれ」ている今日の「娼婦社会」を野放しにすることに警告を発していた。(74)

廃娼勢力は（地方議会で決議を積み上げていく戦略から）地方議会への請願に力を注ぎ、その結果、一九三〇年前後から廃娼決議県（四〇年までに神奈川県・岡山県など一四県）、廃娼実施県（四一年までに埼玉県・石川県など一四県）が続出した。ただし、廃娼県は、娼妓を「酌婦」の名目にする、ないし、「芸妓」に性売買を認可することで公娼制を事実上存続させたのであるが。(75)つまり、「娼妓」「芸妓」「酌婦」が同様の範疇になってきたのである。

こうした中で、一九三三年五月二三日の内務省令第一五号によって、娼妓の外出は制度上は自由になる。さらに、全国警察部長会議（一九三四年五月一六日）において、公娼制を近い将来廃止することが明らかにされた。近代日本は、ともかくここまでたどり着いたのである。

一九三五年、内務省が四月頃廃娼を断行すると伝えられ、二月、（廓清会婦人矯風会）廃娼連盟は解散を決定し、三月、「国民純潔同盟」を発足させた。

10.「廃娼断行」案と、そのお蔵入り

ところが、公娼制廃止の動きは止まる。詳細は明らかではないが、議会における存娼派の猛反撃と、大勢としての、「外地」における戦争の本格化——何よりも、「慰安所」の設置に軍が乗り出していくこと——があげられる。

そもそも、一九三五年頃の日本（内地）で大々的に報じられた「廃娼断行」の動きをどうみるのか、つまり、内務省は本気で廃娼に向かうつもりだったのか、軍の意向はどうだったのか等の問題は、容易に決着をみていない(76)。この問題につきまとう曖昧さは、廃娼か否かの決定権が内務省に委ねられていることに起因する。つまり、根本的には内務省のさじ加減一つなのである。

軍に関しては、すでに一九三二年の（第一次）上海事変の際、長崎県知事に要請して「慰安婦団」を招いたという、上海派遣軍参謀副長・岡村寧次の回想がある(77)。他方、帝国議会では、一九三五年三月、突如として存娼派が巻き返し、衆議院で、娼妓営業公認の建議案が採択される。内務省警保局長（唐沢俊樹）は、「世上、公娼制度廃止伝えられるが検討中であり、存続か廃止かの決定はみていない」旨の答弁をした。同月、「娼妓取締法案」（廃娼反対・公娼制強化）が佐藤庄太郎ほか九三議員（賛成議員二七〇人、衆議院の過半数）によって提出され、委員会で審議ののち可決された（ただし、審議未了のまま議会閉会(78)）。

つまり、すでに一九三二年には「慰安婦団」の需要が軍の一部で生じており、さらに、一九三五年三月には、廃娼連盟の解散の後で、議会で存娼派が猛然と巻き返し、「廃娼」が宙づりになったのである。

内務省警保局が作成した公娼制廃止案（「公娼制度対策」、一九三五年九月(79)）は、「廃娼制度ヲ採用スル」として、

現行の規則（「内務省令娼妓取締規則及各庁府県令貸座敷取締規則」）を廃止して、娼妓と貸座敷の警察公許を撤廃するというものである。だが同時に、以上のような変更は「形式的転換ニ過ギズ、云ハバ看板ノ塗換ヘニ過ギズ」と明言し、「黙認制度ヲ採用スル」として、料理屋・酌婦として料理屋・酌婦取締規則によって取り締まるとする。(80)

言い換えれば、前借金等の「身売り」の実態には手を付けず、「公娼」（「貸座敷・娼妓」）という看板を下ろして、「料理屋・酌婦」に看板を塗り替えるというものに過ぎない。つまり、「廃娼制度」とは、「公」の看板を下ろすだけ、「黙認制度」ならば「廃娼制度」であるという詭弁を弄するものであり、こうした意味での「廃娼断行」に内務省は傾いていたとみられる。

なお、名目は異なっても「公娼」に等しいもの（警察管理下）であるという問題に関連して、藤野豊は次のように述べている。「東京には、吉原のような公娼地帯だけではなく、玉の井のような私娼の集住地帯もあった。こうした集住する私娼に対しては、花柳病予防法のもと、公娼並みの性病検診を実施すれば、警察は黙認してきた。したがって、日本の買売春許容の国策を支えてきたのは、厳密に言えば公娼・黙認私娼制度と言うべきものであった。(81)」つまり、「公娼」（地域）と（周辺の）黙認私娼（地域）があったことになる（この二種類が警察の管理下であり、この地域外の性売買が弾圧の対象になる）。これに従えば、内務省の「公娼制度対策」（一九三五年）とは、「公娼」の部分をも黙認私娼に変えて（つまり、「公娼」の看板を下ろして）全体として黙認私娼として管理するというものである。

だが、こうした「廃娼」すら、「断行」にはいたらなかった。その直接の原因に、貸座敷業者が「公」の看板を下ろすことに抵抗したことがある。業者側は、「売笑問題対策協議会」で、やむを得ず公認されなくなる場合には、娼家営業が禁止・処罰されないという明確な法律の制定を求めていた。(82)だが、娼家営業が許されているという法律を制定すれば、「廃娼」する（「公」の看板を下ろす）意味がなくなることは言うまでもない。

なお、この「売笑問題対策協議会」とは、一九三三年三月以来、星島二郎を中心に、一方に、三宅磐などの廃娼派代議士、松宮弥平（廃娼連盟理事長）、伊藤秀吉（廓清会）、他方に、各遊廓の三業組合（業者）代表、存娼派代議士等が一堂に会した場である。星島は初めから、貸座敷・娼妓が「事実上は存在しても致方ないが、看板だけは塗りかへてもらひたい」という主張をした。第一〇回協議会（一九三四年三月）で、公娼制度を廃止し、貸座敷・娼妓という名称をなくしても、業者は他の名称で営業を継続できるということで両者の合意が確認された。[83] こうした趣旨の公娼制廃止案をつくって、星島は内務大臣（山本達雄）に提示するが、はねつけられたという。[84]「満州事変」（一九三一年九月）以来の戦火の拡大と遊廓ブームの中で、星島らは最低限一致できる点を探ろうとしたということになるのだろうか。いずれにせよ、「看板ノ塗換ヘニ過ギズ」と明言する内務省の公娼制廃止案（「公娼制度対策」）は、これを叩き台にしたものと考えられる。

11. 公娼制と「慰安所」

以上ように、「廃娼」は宙づりになり、骨抜きにされた。その一方で、軍（なかでも陸軍）が前線での「慰安所」設置に乗り出した時点で、「内地」（出撃基地）での公娼制の廃止は、論外になる。

すなわち、「慰安婦団」招致という言葉が示唆するように、「慰安所」建設上の難問は、「（性行為をすべくそこにいる）女」（「慰安婦」）を、どうやって〝調達〟するのかであった。ここで、「内地」を主とする公娼制――娼妓、すなわち、巨額の借金を負わされて、登録・拘束・検査され、性行為を生業としている膨大な数の女性の存在――は、軍の「慰安所」建設を可能にする格好のプールという新たな意味を持ってくるのである。[85] 言い換えれば、公娼制なしに

「慰安所」は成立しない。

そもそも、徴兵制と公娼制は不可分であった。民俗学の川村邦光によれば、「徴兵検査と登楼がペアになり、それを通過して、一人前の男として認められる」[86]、すなわち、徴兵検査所（特定の町・市）に行って、検査を受け、その後登楼するという慣行が広範にあり、それが実質的な成人式であったという。

さらに、兵士を管理して使用する側には、「慰安所」を設ければ、強姦――日本軍への激昂を引き起こす――も減り、性病対策にもなるだろうという勝手な計算があった（言い換えれば、強姦等に対処するのではなく、「慰安所」設置で切り抜けようとしたのである）。また、その他にも、性行為が兵士を強くするという根深い思い込みがあったようだ。すでに、柏木義円（群馬県安中教会牧師）は、論説「兵営と遊廓」（『上毛教界月報』一九〇六年六月一五日）で、「戦争に強きと淫乱とは日露戦役に於て日本が表せる二ツの特色だとの評もあるさうだ」と指摘している[87]。

実際、混乱を経ながらも、「慰安所」をつくる方向で軍と警察の統合がはかられていく。その際、戦地では、もはや「帝国の体面」を配慮する余地もないのであるが、同時に、「内地」では、日本史研究者の永井和が指摘したように、（出征兵士家族の動揺を防ぐために）極力秘匿して勧誘が行われるのである。

すなわち、当初、派遣軍等による「慰安婦」募集の動きは、「内地」での業者（女衒）の跋扈を許し、性売買を管轄する各県知事・警察との間に様々な軋轢を引き起こしたのである。一九三七年三月には、（上海の海軍慰安所で性売買をさせるために）「女給」「女中」と偽って勧誘した業者らに、地裁・高裁とも有罪判決の後、大審院で有罪（国外移送目的拐取罪、刑法第二二六条）が確定している。

この後、永井によれば、一九三七年九月二九日、陸軍大臣が「野戦酒保規程」を改定し、野戦酒保（物品販売所）に「必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得」との条項を追加した。「慰安施設」とは軍慰安所を指すもので、これは、陸

軍が「慰安所」設置に乗り出したことを意味する。なお、野戦酒保の経営は、酒保請負人に請け負わせることができた。[88] 一一月には、南支那派遣軍の慰安所設置のため「慰安婦」募集に配慮して欲しいとの申し出を受けて、内務省が各地方庁に通牒を出して取り計らった。つまり、内務省自ら「慰安婦」の手配に乗り出したのである。[89] 続いて一二月には、中支那方面軍の「前線陸軍慰安所ニ於テ稼業スル酌婦」の募集とその上海への渡航に協力を要請する文書が、在上海日本総領事館警察署長から長崎水上警察署長に出された（「皇軍将兵慰安婦女渡来ニツキ便宜供与方依頼ノ件」（一九三七年一二月二一日付））。そこには、中支那方面軍において「前線各地ニ軍慰安所（事実上ノ貸座敷）ヲ（中略）設置スルコトトナレリ」とある。このように、日中戦争の勃発（一九三七年七月）の後、陸軍が前線での慰安所設置を決定し、その結果、出先軍の慰安所設営に内務省や地元警察が協力する態勢がとられたのである。

さらに、一九三七年末から翌年にかけて、陸軍慰安所設置のために内地で勧誘に動いていた業者を、地元警察が不審人物として取り調べる事件が頻発し、一連の措置がとられた。まず、警保局長（富田健治）から各庁府県長官に対して、通達「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」（内務省発警第五号、一九三八年二月二三日付）が出された。これは、「現地ニ於ケル実情」に鑑みて「醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航」を「必要已ムヲ得ザルモノ」として認めると表明し、「婦女」の渡航への協力を命じるとともに、募集周旋等に際して「軍ノ諒解又ハ之ト連絡アルガ如キ言辞其ノ他」を弄する者は厳重に取り締まるように、言い換えれば、軍との関係を口外しないように厳命するものである。この通達と呼応して、次に、陸軍省から北支那方面軍及中支派遣軍へ、通牒「軍慰安所従業婦募集ニ関スル件」（陸支密第七四五号、一九三八年三月四日付。陸軍省副官発北支那方面軍及中支派遣軍参謀長宛依命通牒）が出された。「支那事変地ニ於ケル慰安所設置ノ為内地ニ於テ之カ従業婦等ヲ募集スルニ当リ」と始まり、「警察当局ニ検挙取調ヲ受クルモノアル等」を挙げるこの通牒は、永井によれば、軍による「よい関与」（民間による違法な徴募への介入）を示す

ものなどではなくて、陸軍省が出先軍司令部に、募集にあたる人員の周到な人選をはじめ、募集過程を全体として「統制」するように命じたものなのである。[90] なお、この後、警保局長から大阪、京都、兵庫、福岡、山口の五府県知事に対して出された通牒「南支方面渡航婦女ノ取リ扱イニ関スル件」（警保局警発甲第一三六号、一九三八年一一月八日付）には、「本件極秘ニ」と指示されている。

以上のように、軍が前線での「慰安所」設置を制度化したことで、当初これに混乱をきたす動きをしていた警察も、「慰安所」で働く・性労働を強いられる女性の供給に――ただし、「内地」では、出征兵士の家族の動揺を防ぐために極力秘匿して――協力することになる。

同時に、台湾・朝鮮等併合地の警察は、「内地」よりはるかに直接的で露骨な形で動く。こうして、「総力戦」を敢行する軍（陸軍・海軍）は、内務省警保局の指揮の下、「内地」各地の警察から、さらに、総督府下の朝鮮・台湾その他の地域から前線へと、何らかの手段で〝調達〟した「女」の供給を受けるのである。[91]

12.「公娼制度廃止」から公娼制廃止へ

日本の敗戦後、公娼制廃止があらためて政治過程にのぼった。

なお、敗戦（終戦の詔勅放送）三日後（一九四五年八月一八日）には、内務省警保局長から各都道府県へ、「駐屯軍慰安」のための施設を設置するよう通達が出された。これが、軍への「慰安婦団」「慰安所」の提供という発想の延長上にあることは明白である。実際、「特殊慰安施設」「特殊慰安所」と名づけられた。同時に、それは、公娼制（「公」と貸座敷業者との結びつき）を土台にしている。東京では融資を元に業者によってＲＡＡ（Recreation and

Amusement Association「特殊慰安施設協会」）が結成された。結成時の声明書には、「時あり、命下りて、予て我等が職域を通じ戦後処理の国家的緊急施設の一端として、駐屯軍慰安の難事業を課せらる」、「『昭和のお吉』幾千人かの人柱の上に〔中略〕防波堤を築き〔後略〕」等の言葉が踊った(92)。

一九四六年一月七日、ＧＨＱ／ＳＣＡＰ（連合国総司令部）が日本政府に対して公娼廃止の準備に入るよう促し、二週間後（一月二一日）、ＧＨＱ／ＳＣＡＰから公娼廃止の覚書（「『日本に於ける公娼廃止』に関する覚書」）が発表された。

その間の一月一二日、警視庁（保安部長）は、「公娼制度廃止ニ関スル件」を関係警察署長に通達した。それは、「最近ノ社会情勢ニ鑑ミルニ公娼制度ノ廃止ハ必然ノ趨勢」とした上で、「現行貸座敷指定地域ヲ其ノ儘私娼黙認地域トシテ認ムルコト」「既存ノ貸座敷業者ハ接待所、娼妓ハ接待婦トシテ稼業継続ヲ認ムルコト」等を内容とするものであった(93)。

すなわち、公娼廃止の指令が出されることを前提に、「公娼制度廃止」になっても、「現行貸座敷指定地域」を「其ノ儘」「私娼黙認地域」として存続させるよう通達したのである。その上で、警視庁は、一月一五日をもって東京都内の「廃娼」に踏み切った。さらに、ＧＨＱ／ＳＣＡＰの覚書の発表を経て、二月二日、内務省警保局長が「公娼制度廃止に関する件」の通牒を発し、「娼妓取締規則」が廃止され（内務省令第三号）、「公娼制度廃止」「廃娼」が実行に移された。

同時に、それは、「公娼」という看板を下ろすだけ（看板を塗り替える）という意味で、「黙認制度」をとって「料理屋・酌婦」に看板を塗り替えるとした内務省警保局の「公娼制度対策」（一九三五年）の実現に他ならない。

続いて、一一月一四日、吉田茂内閣の次官会議決定（「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策に関する次官会

議決定」）は、性売買を「社会上已むを得ない悪」として、「酌婦」「女給」等の「接客婦」が働く「特殊飲食店」を認め、一二月二日、内務省警保局長から、「特殊飲食店」に関する通牒が出された。こうして、「公娼」という看板を下ろして「特殊飲食店・接客婦」に塗り替えたのである。

さらに、警視庁が「特殊飲食店」街を赤線で囲んだところから「赤線」と呼ばれるようになり、さらに、周辺の（黙認）私娼地域が「青線」と呼ばれるようになった。言い換えれば、今や「公」の冠はかぶっていないにせよ、青線（黙認）と差別化された「赤線」が成立したのである。

一九四七年一二月、内務省が廃止され、警保局も消滅する。だが、赤線・青線という、警察による（つまり、国による）管理売春体制がともかく解体に向かうのは、売春防止法の制定（一九五六年。全面施行は一九五八年）を待たねばならない。(94)

終わりに

開国・維新時、マリア・ルス号事件裁判の衝撃の渦中で、岩倉使節団米欧派遣中の留守政府が、「芸娼妓解放令」（太政官達第二九五号、明治五〔一八七二〕年一〇月二日）、及び、いわゆる「牛馬ときほどき令」（司法省達第二二号）に踏み切った。二つを合わせると、娼妓契約と「前借金」の返済請求を無効とする、遊廓制度の根幹を崩す動きである。こうして、「芸娼妓解放」の方向がともかくも国の政策として打ちだされた。言い換えれば、徳川家支配（江戸時代）から引き継いだ公娼制の廃止に、新政府主導で一気に向かう可能性は皆無ではなかったのである。

だが、一年余り後、東京府（府知事大久保一翁）が「市在区々」の「戸長」に宛てて出した「貸座敷渡世規則」

「娼妓規則」「芸妓規則」（東京府令達第一四五号、一八七三年一二月一〇日）は、こうした方向を事実上覆す意味を持っている。これは、従来の「名許」（地域を指定して許可する）路線を踏襲するものであり、他方、「人身売買厳禁」への言及はなく、年季の制限もない。公娼制（「前借」「年季」等の「公」認）が前提されているのである。

このようにして、将来の性売買（具体的には女そのもの）を担保とした「借金」（実態は人身売買に近づく）の「公」による承認、同時に、拘束下での性売買による「借金の返済」の労働（「稼業」）としての承認という二重の倒錯が、近代国家に静かに組み込まれていく。

なお、岩倉使節団帰国に先立って大久保利通が帰国し（一八七三年五月二六日）、内務省建設に向かって動き出しており、同年一一月には、地方行政・警察行政を管轄する内務省が設置された。公娼制に関わる政策が揺れに揺れ、従来通りの「名許」路線に落ち着いていく背景に、何らかの形で大久保がいた可能性も否定できない。さらに言えば、内務省設置後、初代内務卿、第二代内務卿として公娼制整備を監督するのは、大久保と伊藤博文に他ならない。そして、内務卿として二人が心を砕いたのは――「芸娼妓解放」「人身売買」問題などではなく――米欧並みの黴毒病院の建設・検黴制の整備であったのである。

言い換えれば、留守政府で改廃する必要があると認識されていた、永年季奉公と称して（男女とも角兵衛獅子や娼妓として）「牛馬ニ均シク」酷使する慣行（司法省「男女永年季奉公ノ儀ニ付伺」）、「年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ」「其実売買同様」の事をする慣行（「大蔵省答議」）、具体的には、親に金を渡して証文で縛るという江戸時代の慣行・制度に、遊女（娼妓）に関しては手を付けないまま、むしろ、それを前提に近代的に改変する方向に舵を取ったのである。

続いて、（川路利良を長官に一八七四年一月に設立された）警視庁と東京府による司法省の追い落とし、さらに、

東京府と警視庁の確執を経て、性売買対策が警視庁（及び地方官）に一任されていく。

その際、警視庁（川路）と内務省（大久保）の連動した動きが見落とせない。裁判所と対立すると、川路は大久保（内務卿）宛てに長文の上申書（一八七五年六月三〇日付）を提出した。また、（警視庁と連名で内務省に問い合わせて）東京府が出した「隠売女取締規則」をめぐって司法省と対立した際にも、「警視庁建議」（同年七月一八日付）を内務省に提出した。前者は、売春は「賤業」であるから、欧州では、首都警察と地方官に一任されていると主張するもの、後者は、「娼妓」は猷行であり、また、私娼取締りに関する法文は開明諸国にはないものであり、地方官の適宜の処置に任せるべきであると主張するものである。

こうした論理（とおそらく大久保の力）で、川路は、司法省を性売買対策（言い換えれば「芸娼妓解放」問題）から押し出していく。結局、一八七六年一月、改定律令第二六七条の廃止と「売淫取締懲罰ノ儀ハ警視庁并各地方官へ」任せる旨の太政官布告第一号が出された。その結果、性売買対策（公娼管理と私娼弾圧）は、賦金（税金）をはじめとする巨額の収益（賦金額は、一八八二年で神奈川県予算の二〇％以上）とともに、警視庁（と地方官）の手に一任される。同時に、こうした警視庁（と地方官）は内務省管轄であるという姿勢がとられるのである。

総じて、これらは、お上による性売買の免許制、（この独占体制を支えるための）指定地域外での自売等の弾圧という、徳川家支配（江戸時代）の性売買政策の再現に他ならない。それは、「人身売買」（身売り）という重大問題に、もはや、新政府として正面から取り組まないことを意味した。つまり、変革を放棄したのである。

以上のように、性売買に関する新政府の方針と管轄部署が決まり、川路の手で現場の体制作りが進められていく。結局、「身売り」（「前借金」のカタとしての人身の拘束。ある場所への閉じこめによる性売買の強要）に変更はない。（江戸時代の奉公人請状を踏襲した「証書」による）「身売り」に基本的に手をつけないまま、鑑札制・検黴制等の近

代的なシステムが整えられていくのである。したがって、（西洋の性売買の実態を越える）重大な人権侵害のシステムを――近代国家・「文明国」の只中に――作り出すことになる。

こうした状況で、娼妓自身が立ち上がって「廃業」を争った。すなわち、廃業届への業者の連署（「楼主の押印」）を求めて裁判を起こしたのである。結局、大審院で、「身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ無効」とする判決が確定する（一九〇〇年二月）。娼妓の自由廃業が相次ぐ中、同年一〇月二日、内務省が表に出て「娼妓取締規則」（内務省令第四四号）を発令した。娼妓の年齢を（従来の一六歳以上から）一八歳以上とし、楼主の連署は不要（廃業届の受理により直ちに娼妓名簿から削除する）としたのである。

やがて（一九〇二年二月六日）、大審院は、「娼妓営業」は公認されているものであるから、娼妓が自己の営業を通じて債務を弁済すると約束したことは、毫も公序良俗に反しないと判示する。つまり、将来の性売買（具体的には女そのもの）を担保とした「債務」、拘束下での性売買による「弁済」という二重の倒錯を司法の名において再認したのである。再び、司法は押しやられた（ないしは自ら引いた）わけである。

これによって、廃業を決行する娼妓の数が激減した。また、すでに廃業した女性も再び娼妓に復帰する現象が見られた。楼主が、廃業した娼妓の親戚等（すなわち、証書の連署者）の財産を差し押さえるという挙に出たからである。さらに、たとえば、洲崎遊廓の「結約証書」（山室軍平『社会廓清論』一九一四年）には、「万一稼業年限中（中略）廃業の節は一切の借用金を即日完済可致事」（第七条）とあり、「廃業」をあらかじめ事実上封じている。また、本締結事項に関する訴訟は、貸座敷営業者在住地の裁判所を管轄裁判所とすることに、「本人及連署者一同」が合意している（第十条）とされている。大審院の判決は、こうした証書の横行を許したのである。

他方、一九二一（大正一〇）年には、国際連盟で「婦女及児童の売買禁止に関する国際条約」が制定され、成年の

年齢が二一歳に引き上げられた。このことは、前年国際連盟に加入して常任理事国となった日本の政府に衝撃を与えた。日本（内地）では一八歳、台湾では一六歳（一八九六年の「貸座敷並娼妓取締規則」）、朝鮮では一七歳（一九一六年の「貸座敷娼妓取締規則」）以上の女性が娼妓になることを許可していたからである。国際条約と国内法が矛盾し、ひいては、公娼制の廃止が問題になるのである。

こうした状況を背景に、公娼制廃止の法律案が帝国議会に頻繁に提出されるようになる。なかでも、第五六議会（一九二九年）及び第五九議会（一九三一年）では、「公娼制度廃止ニ関スル法律案」が長時間にわたって審議された。なお、女性に選挙権が認められていないところから、論戦を担うのは男性代議士であるが、星島二郎（政友会）、安部磯雄（社会民衆党）、さらにいえば、（第二次）大隈重信内閣時の島田三郎（同志会）など、それぞれ別々の政党の有力代議士である。言い換えれば、公娼制廃止の活動は、個々の代議士の信条（なかでもクリスチャンとしての信条）その他に基づいてなされるものであり、基本的には政党如何によるものではない。したがって、通常の政党（政治）論では、この側面は見えてこないのである。

一九三四年五月一六日の全国警察部長会議において、公娼制を近い将来廃止することが明らかにされ、一九三五年、内務省が四月頃廃娼を断行すると大々的に報じられた。

かくして、明治初年から争われてきた「新しい男」に脱皮する試み——公娼制から自由な男をつくるという試み——は、一九三〇年代中盤になって、ようやく、実現するかに見えた。

だが、帝国をあげての大戦争に踏み込み、そのための総動員が呼号され、さらに、「慰安所」が軍の戦略・戦術の一角に組み込まれた段階で、「内地」における公娼制の廃止は論外になる。「慰安婦団」招致という言葉に表されるように、「慰安所」建設上の難問は、「（性行為をすべくそこにいる）女」（「慰安婦」）を、どうやって〝調達〟するのか

ということであった。ここで、「内地」を主とする公娼制――娼妓、すなわち、巨額の借金を負わされ、登録・拘束・検査され、性行為を生業としている膨大な数の女性の存在――は、軍の「慰安所」建設を可能にする格好のプールという新たな意味を持ってくるのである。言い換えれば、公娼制なしに「慰安所」は成立しない。

やがて、「総力戦」を敢行する軍（陸軍・海軍）は、内務省警保局の指揮の下、「内地」各地の警察から、さらに、総督府下の朝鮮・台湾その他の地域から前線へと、何らかの手段で〝調達〟した「女」の供給を受ける。そして、その時、大日本帝国の足下で辛抱強く生きのびてきた「新しい男」の死は、目前に迫る。

日本の敗戦後、占領下でGHQ／SCAPの指示により、公娼制の廃止があらためて政治過程にのぼる。だが、警視庁は、「公娼制度廃止」を謳いつつ、「貸座敷業者ハ接待所、娼妓ハ接待婦トシテ稼業継続ヲ認ムル」旨の指示を出した。次いで、内務省警保局長が、「公娼制度廃止に関する件」の通牒を発し、娼妓取締規則は廃止された。その結果、「公娼制度廃止」「廃娼」が断行され、にも関わらず、「赤線・青線」が登場するという事態になる。

こうした論理と実態がまかり通るのは、性売買対策（公娼管理と指定地域外での禁圧）が、内務省（警保局）と警視庁（及び地方官）の手に委ねられているからに他ならない。

そして、この「赤線・青線」が、一九四七年末に廃止された内務省とその警保局のいわば〝置きみやげ〟となる。この約十年後、激しい攻防の末ともかくも制定された売春防止法にいたって、ようやく、近代日本に取り憑いたこの公娼制という〝怪物〟の解体が始まるのである。

（1）　本稿は、二〇一五年度日本政治学会研究大会（千葉大学、一〇月一〇―一一日）でのパネル「政治学は何を語ってこなかったか――フェミニズムの視座を踏まえて」での報告（「『新しい男』をめぐる攻防――公娼制存続と、二〇世紀初頭の日本における夫の『姦

通』『貞操』問題の浮上」）を元に、大幅に加筆・訂正したものである。

（2）なお、二〇世紀初頭を振り返った山川菊栄の言葉を借りれば、「あの公然の人身売買、業者の搾取を国家公認の制度としておくこと〔後略〕」、「封建時代そのままの遊廓制度、公然の人身売買、業者の搾取〔後略〕」。『おんな二代の記』（平凡社・東洋文庫、一九七二年〔初出『女二代の記』日本評論新社、一九五六年〕）、一六八頁、一六七頁。

菊栄は、当時、公娼制を、「こうした奴隷売買兼高利業を保護する政策」と呼んでいる（「日本婦人の社会事業について伊藤野枝氏に与ふ」、『青鞜』第六巻一号、一九一六年一月）。

（3）以上、拙稿「雌鳥よ、夜明けを告げるな」（注4を参照）に訂正・加筆。

（4）本稿の2、4は、主に、筆者修士論文「文明化とジェンダー――福沢諭吉・植木枝盛・巌本善治」（一九九八年一二月提出）を改稿した拙稿（一九九九年六月成立。未公刊）の一部を訂正・改稿、ないしは、これに大幅に加筆したものである。以下、同稿を関口(1999) と記し、大きな変更がない場合は本文中にその頁数を記す。

また、拙著『御一新とジェンダー――荻生徂徠から教育勅語まで』（東京大学出版会、二〇〇五年）、同『管野スガ再考――婦人矯風会から大逆事件へ』（白澤社、二〇一四年）、同『良妻賢母主義から外れた人々――湘煙・らいてう・漱石』（みすず書房、二〇一四年）、および、拙稿「夏目漱石と〝女〟〝子ども〟――漱石作品に見る、子どもに対する精神的虐待（メンタル・アビュース）の諸形態」（『法学志林』第一一二巻第二号、二〇一五年一月）、同「雌鳥よ、夜明けを告げるな――佐々城豊寿と初期廃娼運動が直面した困難」（『法学志林』第一一三巻第一号、二〇一五年九月）、同「自己史を通して時代を証言する――『おんな二代の記』を中心に」（『山川菊栄が描いた歴史――山川菊栄生誕一二五周年記念シンポジウム記録集』、山川菊栄記念会、二〇一六年一月）、同（講演まとめ）「湘煙とその時代――岸田俊子の実像を探る」（『民権ブックス29　中島信行と俊子』、町田市立自由民権資料館、二〇一六年三月）を、それぞれ、（関口2005）、（関口2014a）、（関口2014b）、および、（関口2015a）、（関口2015b）、（関口2016a）、（関口2016b）とし、若干の修正を施したに止まる場合は本文中にその頁数を記す。

（5）山口光朔訳『大君の都』下（岩波書店、一九六二年）、一三七頁。

（6）なお、後年のことであるが、中江兆民（篤介）は、じつは「日本の公娼制度を廃して仏国の公娼のようにしたい」、仏国では「女郎の多くは自前で有るから、女郎自身の自由と云う者も有る」、これに対して「日本の女郎は『出るに出られぬ籠の鳥』」である、また、仏国では「客は皆コソ〳〵で往く」が、日本では客は「少しも恥づるの色」がないと語ったとされている。「東西娼妓制度の異同」、『毎日新聞』一九〇〇（明治三三）年一月二日、『中江兆民全集』第一七巻（岩波書店、一九八六年）所収。

ちなみに、これは、「名許」して（地域を限定して許可して）、同時に、卑しめる（事実上崇めるようになった江戸時代のあり方を価値

観上改める）という立場に近い。

（7）牧英正『人身売買』（岩波新書、一九七一年）一七四頁を参照。

（8）『神奈川県史』通史編第四巻、一一七頁。横澤清子『自由民権家　中島信行と岸田俊子――自由への闘い』（明石書店、二〇〇六年）一一五頁を参照。

（9）森田朋子『開国と治外法権』（吉川弘文館、二〇〇五年）、一五四－一五七頁。

（10）下重清『〈身売り〉の日本史――人身売買から年季奉公へ』（吉川弘文館、二〇一二年）、二一三－二一七頁。

（11）『太政類典』第二編、産業一七、第一六八巻。

（12）松延眞介「「芸娼妓解放令」と陸奥宗光」、『仏教大学総合研究所紀要』第九号、二〇〇二年。

（13）森田前掲書、一七七－一七八頁。

（14）牧前掲書、一八二－一八三頁。

（15）大日方純夫「日本近代国家の成立と売娼問題――東京府下の動向を中心として――」、『東京都立商科短期大学研究論叢』第三九号、一九八九年。同論文を収めた同『日本近代国家の成立と警察』（校倉書房、一九九二年）、二八〇－二八二頁。

（16）同上、二八四－二八五頁。及び、早川紀代（注19を参照）、一九五頁。

なお、同じ九月五日には大蔵省が、税は上納に及ばない（地方行政に入れてよい）、新規営業・補充は禁止する等を指示する大蔵省布達（第一二七号）を各県に出している。

（17）なお、東京府令達第一四五号は、府知事から「市在区々」の「戸長」に宛てて出されたもので、戸長に芸娼妓に鑑札を交付する権限を与えて、賦金（税金）を芸娼妓から徴収して東京府に上納させるというものである。その点で、いわば遊女屋（貸座敷）を迂回して、遊女（営業主体と設定）と東京府（地方）との間に直接的関係をつくろうとするものであり、遊女に対する遊女屋の支配権（身分的関係）を崩す側面を持つ。人見佐知子『近代公娼制度の社会史的研究』（日本経済評論社、二〇一五年）六五－六六頁を参照。

ただし、府、戸長、遊女、遊女屋というアクターの他に、国・政府という消えたアクターの存在を見過ごすことはできない。

（18）『芸娼妓取締』明治六年七年、東京都公文書館蔵。

（19）早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー――成立期のひとつのロジック』（青木書店、一九九八年）「第五章　近代公娼制の成立過程――東京府を中心に――」、一九八－二〇一頁。

（20）大日方前掲書、二八五頁－二九〇頁。

（21）陸奥宗光「日本人」、『伯爵陸奥宗光遺稿』（岩波書店、一九二八年）三－一二頁。横澤前掲書、一二〇－一二一頁。

(22) あえて言えば、内務省、警視庁・地方警察の財政基盤捻出を念頭に、公娼制廃止の流れを抑えた可能性も否定できないであろう。

(23) キリスト教史学会編『宣教師と日本人――明治キリスト教史における受容と変容』（教文館、二〇一四年）、一五四頁。

(24) 人見前掲書、九三―一〇四頁、なかでも、九三頁、一〇二頁、一〇四頁。なお、伊藤博文について、九七頁。

(25) この内務省達の特徴は「梅毒の禍根はもっぱら娼婦売淫に起因する、と決つけていることで、この考えにより、わが国の性病予防が娼妓を対象に進められていくことになる」。山本俊一『梅毒からエイズへ――売春と性病の日本近代史』（朝倉書店、一九九四年）、四四頁。ちなみに、以後もこうした考え（公娼〔さらに私娼〕を、性病の感染源と特定して、性病検査のターゲットにする）に固執したため、国民全体を対象にした性病予防策という方向に遅々として進まなかった。

(26) 早川前掲書、二〇四頁。

(27) 『太政類典』第二編、刑律一、第三四五巻。

(28) なお、これには、ボワソナードの「売淫規則疑問ノ答議」（一二月二二日作成。『太政類典』）の影響があったと考えられる。中原英典「明治九年第一号布告の成立事情」、『手塚豊教授退職記念論文集』、慶応通信、一九七七年。同論文を収めた同『明治警察史論集』（良書普及会、一九八一年）、一〇九頁。

(29) 以上、主に、中原前掲論文、大日方前掲論文、早川前掲論文に拠る。

(30) 藤目ゆき『性の政治学――公娼制・堕胎罪体制から売春保護法・優性保護法体制へ』（不二出版、一九九七年）、九四頁。

(31) 山川菊栄「日本婦人の社会事業について伊藤野枝氏に与ふ」。

(32) 同「現代生活と売春婦」、『新社会』一九一六年七月号。

(33) エリザベス・アンドリウ、ケートミー・ブシネル「日本の汚辱」。二人は、万国婦人矯風会の世界巡回員として来日していた。市川房枝編『日本婦人問題資料集成』第一巻、人権、（ドメス出版、一九七八年）、二三五頁。なお、「インド」とは主に東インドのことと思われる。

(34) 林葉子「廃娼運動への女性の参加と周縁化―群馬の廃娼請願から全国廃娼同盟会設立期まで―」（女性史総合研究会・女性史学編集委員会『女性史学』第一七号、二〇〇七年）一―五頁を参照。ちなみに、存娼派も、「倫理風俗」の維持、および「衛生」という同様の論理を使った。なお、未見であるが、林氏に博士論文「女たち／男たちの廃娼運動――日本における性の近代化とジェンダー」（二〇〇七年）がある。

(35) 万国廃娼同盟会の第一回世界大会が、一八七七年九月九日、ジュネーヴで開かれた。竹村民郎『廃娼運動』（中公新書、一九八二年）、四頁。

（36）以下、慶応義塾（富田正文）編『福沢諭吉全集』（岩波書店、一九六九-七一年）の、たとえば、第一巻を「福沢①」と略記し、その後に頁数を記す。
（37）小檜山ルイ『アメリカ婦人宣教師』（東京大学出版会、一九九二年）、二六九頁。
（38）なお、以上のような論戦は男性知識人によるものであり、女性の声はほとんど聞こえてこない。娼妓となる当の女性の声はなおさらである。この点、佐々城豊寿は、「某牧師ですら娼妾は世に害なしと迄も公言」されていた中で、自ら演壇に立って演説を始めたために、「娼妾全廃論の婦人の唇より出ると、婦人か男子衆人の前に立て演説するとは未曾有の出来事」であったため、非難の焦点になったと振り返っている。『女学雑誌』「開書」欄「O.S.C. 君に答ふ」（第一六五号、一八八九年六月八日）。（関口 2015b：108-109）
（39）『女学雑誌』第二九号（一八八六年七月一五日）背表紙、同第三〇号（同年七月二五日）。
（40）拙稿「演説する女たち（その四）」、『未来』第四〇三号、二〇〇〇年四月。
（41）横澤前掲書、四六九頁。「年譜」。なお、津田真道（東京八区選出）が副議長である。
（42）大木基子『自由民権運動と女性』（ドメス出版、二〇〇三年）、一〇二-一〇三頁。
（43）ちなみに、すでにこの前、陸奥宗光、大江卓等は、西南戦争の勃発した一八七七（明治一〇）年、政府転覆計画が事前に発覚して、大審院（一八七八年八月）で大江（禁獄一〇年）、陸奥（同五年）の判決を受けていた。同上、二〇八-二一一頁。
（44）「娼妓廃業届書ニ調印請求ノ件判決」。前掲『日本婦人問題資料集成』第一巻、人権、一九七八年、二四七頁。また、『婦人新報』第三五号（一九〇〇年三月）の「時報」欄で、「娼妓廃業請求の裁判」と題して報じられている。
（45）前掲『日本婦人問題資料集成』第一巻、二五〇頁。
（46）牧前掲書、一五九頁。
（47）前掲『日本婦人問題資料集成』第一巻、二五一頁。
（48）一八六五年にイギリスのメソジスト教会牧師・ブースが設立した。日本では山室軍平によって一八九五年に設立され、機関誌『ときのこゑ』を持つ。
（49）岡山女性史研究会編『近代岡山の女たち』（三省堂、一九八七年）、二七二頁。
（50）早川前掲書、二〇九頁。
（51）前掲『近代岡山の女たち』、二七三頁。
（52）前掲『日本婦人問題資料集成』第一巻、二六八-二六九頁。
（53）なお、この「娼妓取締規則」が、結局、一九四六年まで続く。

(54) 横田冬彦「『遊客名簿』と統計」、歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を／から考える――軍事性暴力と日常世界』（岩波書店、二〇一四年）所収。
(55) 竹村前掲書、二七―二八頁。
(56) 堀場清子『青鞜の時代――平塚らいてうと新しい女たち』（岩波新書、一九八八年）、一一二頁。
(57) 同上、一六九―一七一頁。
(58) 同上、一五四―一五五頁。
(59) 前掲『おんな二代の記』、一七八頁。
(60) 浦本寛雄「近代日本の離婚思想」、有地亨・老川寛編『離婚の比較社会史』（三省堂、一九九二年所収）、一一四頁。また、利谷信義「男子貞操義務論争」、加藤一郎編『民法学の歴史と課題』（東京大学出版会、一九八二年）所収、二九九頁。
(61) 小沢奈々「大正・昭和初期婦人団体による対議会活動と民法学者――『民法改正要綱』をめぐる穂積重遠と末弘厳太郎の見解――」、『法学研究』（慶應義塾大学法学研究会、第八八巻第九号、二〇一五年九月）。
(62) だが、その後、子の婚姻許諾は明治民法のままとすること等を衆議院が議決した（一九三三年）。同じ年、滝川は、大学を追われ（滝川事件）、さらに、一九三五年、国体明徴運動により、美濃部達吉の天皇機関説が葬られた。政府は、法律審議会をあらためて設置した（一九三六年）。
(63) 小野沢あかね「廃娼運動と国際条約」（『史料にみる日本女性のあゆみ』〔吉川弘文館、二〇〇〇年〕所収）、同『近代日本社会と公娼制――民衆史と国際関係史の視点から』（吉川弘文館、二〇一〇年）四一―四二頁を参照。
(64) 竹村前掲書、一七七頁。
(65) 藤野豊『性の国家管理――買売春の近現代史』（不二出版、二〇〇一年）、八三―八四頁。
(66) 山家悠平『遊廓のストライキ――女性たちの二十世紀・序説』（共和国、二〇一五年）を参照。
(67) 竹村前掲書、一一九―一二一頁。
(68) 藤野前掲書、八五頁。早川前掲書、二一六頁。
(69) 伊藤秀吉『日本廃娼運動史』（廓清会婦人矯風会廃娼連盟、一九三一年）〔復刻版、不二出版、一九八二年〕、五四三―五五六頁。
(70) 『帝国議会衆議院委員会議録』。
(71) 竹村前掲書、一七七頁。
(72) 同「概要」、『廓清』第二三―二四号、一九三三年四月。

(73) 小野沢前掲書、一八三頁。

(74) 竹村前掲書、二六-二七頁。

(75) 早川前掲書、二一四頁。

(76) なお、この点に関連した見解が藤目前掲書（三四〇-三四一頁）、藤野前掲書（九八頁、一一〇頁）にある。

(77) 稲葉正夫編『岡村寧次大将資料』上巻・戦場回想篇。吉見義明編集・解説『従軍慰安婦史料集』（大月書店、一九九二年）、二六頁。

(78) 『婦女新聞』第一八一六号（一九三五年三月三一日）の社説、及び、次号の松宮弥平（廃娼連盟）談、河崎なつの評論による。また、藤野前掲書一一〇-一一二頁を参照。

(79) 『日本女性運動資料集成』第九巻（不二出版、一九九八年）、二三〇-三一六頁。

(80) 同上、三〇三-三〇四頁。小野沢前掲書、二一八-二一九頁。

(81) 藤野豊「戦後日本の公娼制度廃止における警察の認識——内務省警保局保安係『公娼制度廃止関係起案綴』の分析——」（『敬和学園大学人文社会科学研究所年報』第一二号、二〇一四年）、四五頁。

(82) 「売笑問題対策協議会議事要録」。『買売春問題資料集成〔戦前編〕』第五巻（不二出版、一九九七年）。小野沢前掲書、二三二頁。

(83) 藤野前掲書一〇四-一〇五頁。

(84) 竹村前掲書、一八七-一八八頁。

(85) なお、一九三〇年末で娼妓数五万二一七名、芸妓数八万七五名である（『第七回警察統計報告』）。ちなみに、軍が、極めて高額の前借金と二年後の解放を約束した例、膨らんだ前借金を肩代わりした例などが報告されている。小野沢あかね「芸妓・娼妓・酌婦から見た戦時体制——日本人「慰安婦」問題とは何か」（前掲『「慰安婦」問題を／から考える』所収）を参照。

(86) 川村邦光『民俗空間の近代』（情況出版、一九九六年）、八二頁

(87) その上で、義円は、「果して兵営の為と称して戦勝の余威を借て所在に遊郭の新設を見るが如きあらば、此れ戦争が愈々文明の破壊者であることを示すので、戦争罪悪の永き祈念である」と非難した。

(88) 永井和「軍・警察史料からみた日本陸軍の慰安所システム」、前掲『「慰安婦」問題を／から考える』、八二-八三頁。

(89) 小野沢前掲論文「芸妓・娼妓・酌婦から見た戦時体制」、同上、九七-九八頁。

(90) 永井和「日本軍の慰安所政策について」、『日本人「慰安婦」——愛国心と人身売買と——』（現代書館、二〇一五年）。

(91) なお、併合地・占領地で〝調達〟される「慰安婦」の問題にここで立ち入ることはできないが、本稿からいえることの一つは、明治維新時の日本政府内での抗争とその行方（公娼制の存続と再編）が、この問題を引き起こす最初の要因であること、その後も廃止さ

れなかったためにここまでの影響を与えることになったことである。

(92) なお、兵士に性病が蔓延するに及んで、一九四六年三月、米軍(米太平洋陸軍司令部)は施設内立ち入り禁止(オフ・リミッツ)を指令した。平井和子『日本占領とジェンダー――米軍・売買春と日本女性たち』(有志社、二〇一四年)を参照。

(93) 藤野前掲論文、四四頁。奥田暁子「GHQの性政策――性病管理か禁欲政策か」(恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性――政策・実態・表象』、インパクト出版会、二〇〇七年)、二九頁。

(94) 売春防止法は、ザル法ともいわれる抜け穴の多い法律であるが、第九条で前借金(「前貸」)を禁止したことが画歴史的である。制定の前年(一九五五年)、最高裁が前借金を無効とする判決を出した。こうして、〝前借金に縛られた〟女性が消滅する方向に楫が切られたのである。ちなみに、同法は、アメリカ合衆国施政権下の沖縄では適用されない。「本土復帰」を前にした一九七〇年七月、沖縄売春防止法(一九七二年七月施行)が公布され、復帰後、売春防止法が適用された。なお、制定一〇周年時(一九六六年)には、議員の共同提案で「売春防止法の一部を改正する法律案」が第五一国会に提出され、参院法務委員会で審議された。だが、審議未了となる。田中寿美子さんの足跡をたどる会編『田中寿美子の足跡――二〇世紀を駆け抜けたフェミニスト』(*I* 女性会議、二〇一五年)、七八‐八〇頁。